

行政常任委員会

令和 7 年 7 月 1 0 日（木）

午前 9 時 5 9 分 開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

まず、最初に、市長から御挨拶をお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 4 3 号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」から、議案第 4 9 号「令和 6 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの 7 議案であります。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

今、傍聴の申入れがありますので、傍聴をさせてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいということでございますので、入室をお願いいたします。

それでは、先ほど市長からお話がありましたように、当常任委員会に付託されております計 7 議案についての審査に入りたいと思います。

まず、初めに、財政課所管の議案第 4 5 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」のうち、財政課の所管を説明、お願いいたします。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 4 5 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1, 4 2 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 3 億 5, 7 4 1 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、１０ページ、１１ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、１８款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金４，７３３万７，０００円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

次に、最下段の２１款市債、１項市債、５目土木債１，１４０万円の増額は、北浦児童公園トイレ整備事業に対する都市公園事業債でございます。

続きまして、５ページにお戻りください。

第３表地方債補正でございます。

変更１件につきましては、都市計画事業で、先ほどの都市公園事業債を追加することによる限度額の変更でございます。

ここで、委員会資料の１ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金につきましては、４，７３３万７，０００円を取り崩すことにより、補正後の残高は１９億２，９７８万５，０００円となります。

また、基金合計につきましては、３２億２，６６３万３，０００円となる見込みでございます。

財政課所管の補正予算の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

財政課に係る議案第４５号の説明は以上でございます。

ただいまの説明について御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、財政課の所管の審査は終了させていただきます。

なお、１件、報告事項のほうがございます。今回の報告事項は、尾鷲市の公共施設等の総合管理計画及び個別計画の一部修正についてでございますので、説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 すみません、それでは、尾鷲市公共施設等総合管理計画及び同個別計画の一部修正について説明をさせていただきます。

総合管理計画につきましては、令和元年度から３０年間を計画期間として１０年ごとに見直しをすることになっておりまして、また、個別計画につきましては、総

合管理計画の実施計画として位置づけ、令和３年度から１０年度までの８年間で第１期として策定しているものでございます。これにつきましては、現状に即しまして、これまでも随時内容の一部を修正させていただいております。

今回、修正させていただく内容は、施設の建て替えや除却等による施設数や面積の修正、また、整備方針の決定に伴う記載内容の変更等が主なものでございます。

修正内容につきましては、林主幹のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○林財政課主幹兼係長　すみません、それでは、まず、尾鷲市公共施設等総合管理計画の修正内容について、主なところを抜粋して説明させていただきます。

総合管理計画の７ページを御覧ください。

公共施設等の現況と課題につきましては、施設の建て替えや除却、その他、精査により、施設数及び延べ床面積を修正したものです。施設数の合計は、１６６から１５１へ１５施設減少、また、延べ床面積の合計は、１０万４，２８５．１平米から１０万４２６．７平米へ、３，８５８．４平米減少いたしました。

次に、少し飛びますが、２２ページを御覧ください。

１１、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の②、市民文化系施設において、中央公民館の耐震・長寿命化整備に関すること及び中央公民館内にある図書館を体育文化会館に移転し、移転後のスペースを子どものリビングルームとして整備する旨、追記しております。

続きまして、２３ページを御覧ください。

③社会教育系施設において、先ほど申し上げました図書館を体育文化会館に移転することと併せて、蔵書及び機能の充実を図り、市民のリビングルームとして整備する旨、修正したものでございます。

次に、④スポーツ・レクリエーション施設におきまして、体育文化会館を耐震補強、大規模改修し、１階を図書館、２階を体育館とする複合化施設として整備することを記載したものでございます。

総合管理計画の主な修正は以上でございます。

続きまして、公共施設個別計画の修正内容について、主なところを説明させていただきます。

個別計画の６ページを御覧ください。

６ページから１０ページにかけて、対象施設の一覧を記載しておりますが、除却済みの施設を抹消したほか、８ページの６１番、夢古道おわせ調理加工施設の記載

が漏れていたことから、追記させていただいております。

そのほか、各施設の経過年数を現時点の年数に修正したものでございます。

次に、１５ページを御覧ください。

ここからは各施設の方針を記載しておりますが、このうち、次の１６ページの３番、市役所庁舎別館につきましては、耐震・長寿命化整備を実施する体育文化会館及び中央公民館への機能を移転し、その後、除却する方針を記載したものでございます。

次に、１９ページを御覧ください。

１５番の三木里消防車庫及び２０ページの２０番、三木里防災倉庫につきましては、令和６年度及び７年度に長寿命化を実施する予定でしたが、地元との調整に時間が必要であるため、令和８年度まで検討期間として修正しております。

次に、２３ページを御覧ください。

２７番の三木里コミュニティーセンターにつきましては、簡易診断の結果、耐震性があることが確認されたため、今後も適切な維持管理を行っていくこととしております。

次に、２６ページを御覧ください。

４１番の天満集会所につきましては、簡易診断の結果、耐震性がないことが確認され、今後、耐震化について検討することとしております。

次の４２番、尾鷲市立中央公民館につきましては、耐震・長寿命化整備を実施するとともに、図書館を体育文化会館に移転し、そのスペースを子どものリビングルームとし整備すること、また、庁舎別館から教育委員会の機能を移転する旨、修正しております。

また、４４番、陶芸センターにつきましては、移転先を検討することとしております。

２７ページを御覧ください。

４５番、尾鷲市立図書館につきましては、中央公民館から体育文化会館へ機能移転し、市民のリビングルームとして整備することとしております。

２８ページを御覧ください。

４７番、尾鷲市体育文化会館につきましては、耐震補強、大規模改修を実施し、１階を図書館、２階を体育館とするとともに、庁舎別館の一部機能を移転し、複合化施設として整備する旨、修正しております。

２９ページを御覧ください。

一番上の尾鷲市営野球場につきましては、旧野球場の解体が終わり、現在、新野球場の整備中であることから、整備完了後、改めて記載させていただきたいと思います。

次に、31ページを御覧ください。

ここにつきましては、61番、夢古道おわせ調理加工施設の記載が漏れておりましたので、追記させていただいたものでございます。

次に、47ページを御覧ください。

100番、元矢浜保育園につきましては、津波避難タワーを建設予定地となっていることから、今後、除却することとしております。

そのほか修正につきましては、除却済みの施設の抹消及び施設分類の変更等を含め、現況に合わせて修正を行っておりますので、よろしくお願いします。

以上で尾鷲市公共施設等総合管理計画及び同個別計画の一部修正の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございました。

今の前段に財政課長から話がございましたように、令和元年に策定した尾鷲市の公共施設の個別計画でございます。そういった意味で、7年が経過して、現在進行形の野球場にしても体育文化会館にしても、そういったところの進行中のことを見直すところは見直した計画に変わったということでございますので、1回聞いて、すぐになかなか判断できるものじゃないと思うんですけども、また個別に課のほうでも聞いていただけたらとまずは思いますが、特に、今回のただいまの説明で御質問等ある方は御発言をお願いいたします。

なかなか、すぐ聞いてすぐには腹へはまらんとと思うんですけども、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 一応、個別計画のほうは報告を受けたということでさせていただき……。もし疑問点がありましたら、事務局なり私なり各課のほうで相談してもらって勉強してもらったらと思いますので、またそのときは、対応をよろしくお願いいたします。

それじゃ、個別計画のほうも終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、政策調整課に入させていただきます。

よろしいですか。

それでは、政策調整課の議案第45号の尾鷲市の一般会計補正予算の説明をお願い

いたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）について、政策調整課分を説明させていただきます。

まず、予算説明書の10ページ、11ページを御覧ください。通知させていただきます。

よろしいでしょうか。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち、上から2行目にございます6,807万3,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

この交付金は、今回の補正予算の歳出において、後ほど税務課から説明がございます、定額減税補足給付金給付事業へ5,637万9,000円と商工観光課の商品券発行事業へ1,169万4,000円を充当する財源となります。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、上から2行目にございます6,186万円の増額は、デジタル基盤改革支援補助金で、今回の当課の補正予算の歳出において、情報化推進事業に充当するものでございます。

次に、予算説明書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、情報化推進事業は6,234万1,000円を増額するもので、財源は、その他特定財源として、デジタル基盤改革支援補助金が6,186万円、残りが一般財源でございます。

歳出の内訳を説明いたします。

情報化推進事業として、12節の委託料の戸籍システム標準化対応業務委託料584万5,000円と標準準拠システム設計・開発業務委託料5,649万6,000円で、これは、国が進めるガバメントクラウドへの移行に関する業務でございます。

政策調整課の説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

政策調整課の議案第45号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、議案第４５号の審査は終了いたします。御苦労
さんでございました。

次に、税務課に入っていただきます。ありがとうございました。

それでは、税務課所管の議案第４５号の補正予算（第４号）の説明をお願いいたします。

○三鬼税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第４５号「令和７年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決
について」、補正予算書並びに行政常任委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の１０ページ、１１ページを御覧ください。通知いたします。

歳入、１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金の増額は、１
節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金６,８０７万３,０００
円の増額のうち、税務課分は５,６３７万９,０００円でございます。

主な内容につきまして、歳出にて御説明申し上げます。

次ページ、１２、１３ページを御覧ください。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費の増額は、細目定額減税補足給付金給
付事業５,６３７万９,０００円の増額でございます。

主な内容につきまして、委員会資料の１ページをお願いします。通知いたしま
す。まず、制度概要について御説明いたします。

令和６年分の所得税及び令和６年度分の個人住民税について、納税義務者御本人
及び配偶者を含めた扶養親族１人につき、所得税から３万円、個人住民税の所得割
から１万円の定額減税が実施されましたが、所得状況等によっては定額減税し切れ
ないと見込まれる納税者の方を対象に、定額減税し切れないと見込まれる部分につ
いて、昨年度、調整給付という形で給付が実施されております。この調整給付は、
政府の方針におきまして早期に給付を進める観点から、令和６年度分の個人住民税
の課税情報、これは令和５年１月から１２月までの所得情報などとなります、この
前年所得等を基にした令和６年分推計所得税を用いて給付が算定されております。
そのため、今回の定額減税補足給付金（不足額給付金）は、令和６年分の所得税及
び定額減税の実績額が確定した後に、定額減税や昨年度の給付額に不足が生じた方
などに対して、今年度、不足額を追加支給するものとなります。

次に、対象者につきましては、本年１月１日時点、本市にお住まいで、合計所得
金額１,８０５万円以下の方となります。

居所要件や所得制限以外の条件として該当となるのは、次の二つのケースとなり

ます。

まず、一つ目の不足額給付Ⅰ、かぎ括弧の部分ですけれども、こちらにつきましては、令和7年度の不足額給付算出時点の給付所要額が、令和6年度に給付された昨年度のその当初調整給付額を上回る方に対して、その上回る額が不足額給付として給付対象となります。

下のイメージ図を御覧ください。

左側の昨年度給付時点では、青色の部分になります所得税分控除不足額の部分が先ほども申しましたように推計値でありましたが、右側の今年度給付時点では実績額となり、これを基に再計算した結果、赤色の不足額が生じる場合、不足額給付の支給対象とされる形になります。今回、これが不足額給付の基本的なパターンとなります。

また、住民税に関しまして、緑色の住民税分不足額給付は、昨年度の給付金算定時には既に税額が決定されておりますので、基本的にはこの部分は額に変更が出ないものとなります。ただし、修正申告等で年度途中で税額が変更となり差額が生じる場合の方には、対象となるケースもあると考えております。

このような形で実績ベースで再計算し、差額が生じた場合に支給の対象となるわけですが、最下段の米印に記載がありますように、仮に昨年度支給額に余剰が生じた場合には、国の制度上、返還は求めないものというふうにされております。

次ページをお願いします。

二つ目の不足額給付Ⅱは、以下の1から3の三つの要件を満たしている方につきまして、申請等により、原則1人当たり定額4万円の給付対象となる部分になります。

どういう方が対象とされるかと申しますと、まず、①は、本人として定額減税の対象外であった方、②は、扶養親族等としても定額減税の対象外となった方で、かつ、3の福祉保健課所管の低所得者向けの米印の7万円給付とか10万円給付の対象にも該当とされなかった方を対象とするものとなっております。

続きまして、給付スケジュール等につきましては、今補正予算の成立後、電算システムの改修、発送準備等を行った上で8月中旬頃から案内文書等を発送し、9月中旬から順次給付を開始する予定であります。ただし、準備が整い次第、少しでも早く給付を開始してまいりたいと考えております。

補正予算の内訳としまして、給付金としましては5,291万円、対象者としましては1,997人を見込んでおります。事務費につきましては、システム改修業

務委託料、郵送料等として346万9,000円を計上し、合計総事業費5,637万9,000円というふうになります。

財源内訳は、全額国費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当予定でございます。

説明は以上でございます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○南委員長　以上が税務課所管の定額減税補足給付金の事業の説明でございました。

これについて御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員　かなり難しいんさな、日本語で聞いても分かりにくいんですけど、ちょっと確認のために聞きたいんですけど、要するに、今回の不足額給付額、令和7年度に給付される不足額給付額というのは、6年度中の、例えば、給与を取っている方で、月々の所得税の減税、それから、年末調整、確定申告をした上でも、さらに減税がされない、不足、オーバーしておるという方については、この不足額給付Ⅰの方に該当するということでしょうか。

○三鬼税務課長　仲委員さん、おっしゃるとおり、そういうふうな基本的な考え方になります。

例えば、5年中に退職された方の場合ですと、5年の所得を基に6年推計所得税を算出しておりますので、所得が減少された方というのは実績額としては実際の所得税が下がっておりますので、給付したときの額よりも、当然、給付対象額が増える方がみえるであろうということがよく推測される部分と、あと、営業所得の方で、事業所得が5年よりも6年が下がられた方、減少された方などは対象となってくる可能性が高いかないというふうに考えております。

また、一番可能性の高い方としては、扶養親族、お子さんの出生とかそういう方で5年の中の扶養親族よりも6年の扶養親族が多い方は、定額減税のカウントが1増えるということと、扶養控除の額が増えるということで、額の算定上、不足額という形に反映してくるかなというふうに考えております。

○仲委員　大体そういう感じで分かったんですけど、このページ1のイメージ図のほうなんやけど、左側に当初調整給付額Bがあって、右側にAの不足額給付時のあれがあるんやけど、Bの隣に青の、1万円単位の切上げ額の下に所得税分控除不足額、下が住民税不足……。この不足額という意味が分からんのやけど、所得税分控除調整額という意味で取ったらいいんかいね、これ。

○三鬼税務課長　控除不足額ですもので、住民税の場合ですと定額減税が1人当

たり 1 万円控除される予定でしたが、住民税の所得割が、例えば、私 1 人の場合ですと 1 万円控除される予定だったのが、所得割額が 5,000 円しかないという方の場合、5,000 円が控除不足額になるので、その部分が給付金の対象になると。

○仲委員 そういう意味……。

○三鬼税務課長 はい、そういう形になります。

○仲委員 最後、既に、その 5 年度の確定申告が済んで、税務署も、もうもちろんですけど、税務課のほうにも来ておるのかな。ということは、もう人数が、ほとんどこの不足額、不足給付金の人数は確定されて予算計上されると思うんですけど、やっぱり確定されていますか。

○三鬼税務課長 今回の給付が非常に複雑で、かつ、仲委員おっしゃるように税務署からの確定申告情報は、当然、市町のほうに来ますので、課税台帳にその所得情報、扶養情報は持っておりますが、これ、給付対象が 7 年の 1 月 1 日現在本市にお住まいの方になっております。6 年に給付されておりますので、6 年の所得情報は、転入された方は、我々まだ所得情報を持っておりませんので、転入された方に関しましては、前住所地に所得情報の照会等をさせていただいた上で、これから算定をしていくというふうな作業がこれからまた先にありますので、先ほど申しました対象者の 1,997 人というのは、本市が持っております課税台帳上の数字に、ある程度、上乘せ部分を持ったような形で、一応、補正予算としては計上させていただいております。ですので、確定値と推計値が混ざっておるという形になります。

○仲委員 分かりました。オーケーです。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、税務課の所管の審査を終了いたしたいと思えます。ありがとうございました。

引き続きまして、市民サービス課をお願いいたします。

それでは、市民サービス課の付託が議案 45 号と 46 号の 2 件ありますが、まず、議案第 45 号の 7 年度の一般会計補正予算のほうから説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 おはようございます。市民サービス課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 45 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」のうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算書（第 4 号）及び予算説明書の 10 ページ、

11 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、補正額 7,076 万 9,000 円を追加し 1 億 6,358 万円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1 節総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金 269 万 6,000 円の追加でございます。

戸籍総合システムにおいて、戸籍法の改正により、戸籍に振り仮名等を記録するために必要な機能の整備費補助金でございます。

続きまして、20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入は、補正額 7,220 万 4,000 円を追加し 2 億 2,230 万 5,000 円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、2 節総務費雑入の一般コミュニティ助成事業助成金 480 万円、戸籍総合システム機器借上料精算金 554 万 4,000 円の追加でございます。

一般コミュニティ助成事業助成金につきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す目的で、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業に対し助成されるものでございます。

戸籍総合システム機器借上料精算金につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度の機器借上料にプラスして、業者変更があった場合に必要となる費用を捻出してきましたが、今年度のシステム更新時に業者変更がなかったことによる精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。12 ページ、13 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目コミュニティーセンター費は、補正額 480 万円を追加し 3,853 万 1,000 円とするものでございます。

全額、一般コミュニティ助成事業に対する補助金 480 万円の追加であり、特定財源のその他 480 万円は、先ほど歳入のほうで申し上げました一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、委員会資料の 1 ページのほうを御覧ください。

一般財団法人自治総合センターの助成事業として採択されました向井町自治会、梶賀区の 2 地区のコミュニティ活動備品の整備で、事業の概要にございますように向井町自治会では、ごみ集積ボックスの整備、梶賀区におきましては、エアコン、

テレビ等の集会所備品を整備し、地域コミュニティの充実を図るために必要となる備品の整備を行うものでございます。

予算書にお戻りいただき、１２ページ、１３ページを御覧ください。

３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費は、補正額２６９万７,０００円を追加し７,８６２万１,０００円とするものでございます。

戸籍総合システムにおいて、戸籍に振り仮名等を記録するために必要な機能の整備費でございます。

これ、予算とは直接は関係ないんですけれども、この件に関しまして、７月の末から、順次、尾鷲に戸籍のある方全部に振り仮名の確認をするのに、はがきのほうを送らせていただこうかなと思っています。振り仮名に間違いがない場合は、何もされなくても、来年の令和８年の５月２６日時点で振り仮名が確定します。振り仮名に、もし間違いであったり読み方が違うよというようなことがありましたら、マイナポータルサイトとか全国各市町どこでも、振り仮名が違いますよということで届出はできて改正できますので、そこら辺のはがきをまた７月の末から送らせていただこうかなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

議案第４５号についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございました。

説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を。

○西川委員 その振り仮名の件なんですけど、長期で自宅に戻られない方ってみえますよね、仕事の関係上。そのときに間違っていた場合は、その間違っただけで通されるんですか。

○湯浅市民サービス課長 基本的には、遠洋で行かれておる方とか施設に入られている方とかいろいろみえると思いますけど、できるだけ人をたどったり何なりして、その人に届くように努力はしてまいりますけれども、そのような方向で考えています。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、第４５号の審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第４６号、令和７年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長　それでは、議案第４６号「令和７年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」につきまして、予算書に基づき説明申し上げます。

予算書の２１ページを御覧ください。

○南委員長　お願いします。

○湯浅市民サービス課長　今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４８万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億７,１３０万５,０００円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

２８ページ、２９ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

２款県支出金、１項県負担金、１目保険給付費等交付金は、補正額４８万４,０００円を追加し１６億４,７１２万２,０００円とするものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険の高額療養費のうち、７０歳以上に適用される低所得１区分は、年金収入８０万円を基準にしておりましたが、令和６年度の老齢基礎年金の満額支給額が８０万６,７００円、６,７００円だけ引き上げられたことから、その基準を８０万円から８０万６,７００円とするために必要なシステム改修費用で、費用に係る県負担金でございます。

３０ページ、３１ページを御覧ください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は、補正額４８万４,０００円を追加し５,４１７万２,０００円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入の説明の繰り返しになりますが、高額療養費制度のうち、７０歳以上に適用される区分が８０万円から８０万６,７００円に見直すことによるシステム改修費用でございます。

議案第４６号についての説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○南委員長　ありがとうございます。

ただいまの議案第４６号、システム改修に伴う委託料の県費からのあれで４８万４,０００円ということで、別段ありませんね、これについては。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　４６号も終了いたします。

市民サービスの審査を終了いたします。ありがとうございました。

次に、福祉保健課のほうに入っていただきます。

それでは、議案第45号の令和7年度の補正予算（第4号）の福祉保健課の所管の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第45号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の10、11ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金106万7,000円の増額は、3節生活保護費補助金106万7,000円の増額で、生活困窮者就労準備支援事業等補助金106万7,000円の増額は、生活保護に係る国への報告様式等の変更によるシステム改修を行うための国庫補助金でございます。

17款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金200万円の増額は、1節児童福祉費寄附金200万円の増額で、地方創生応援寄附金200万円の増額は、株式会社アクテム様から、とちのもり保育園での活用目的で御寄附いただいた寄附金でございます。

次に、歳出でございます。

14、15ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費218万9,000円の増額は、細目地域型保育事業218万9,000円の増額で、14節工事請負費218万9,000円の増額は、先ほど歳入で御説明したとちのもり保育園での活用目的で御寄附いただいた寄附金を活用し、賀田小学校校庭内に遊具を設置する工事請負費でございます。

内容につきましては、資料に基づき、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事 では、資料1ページを御覧ください。通知いたします。

本年4月に賀田小学校内に開園したとちのもり保育園は、校庭の幼児向け遊具が不足しておりますが、幼児期における遊具を使った遊びは運動能力向上や社会性、創造性を育むなどの役割があると言われており、保護者からも設置要望いただいております。

このような状況の中、民間企業が園に対して有効活用の意向を示され御寄附されたことから、本寄附金を活用し、校庭内に幼児と小学生低学年が共有して遊ぶことができる遊具の整備を行い、子供たちの心身の発達を促進し、安全で快適な保育環境を提供するものでございます。

遊具の内容ですが、ブランコと滑り台の各1基を、場所は、校庭の奥、保育園側である東側へ設置する予定であります。

事業費は、歳入が地方創生応援寄附金200万円で、歳出は、工事請負費218万9,000円でございます。

なお、寄附者ですが、大阪市に本社を構える株式会社アクテム様で、代表者の方は、賀田町の出身者でございます。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長 予算書の14、15ページにお戻りください。通知いたします。

3項生活保護費、1目生活保護総務費213万4,000円の増額は、細目生活保護一般事務費213万4,000円の増額で、12節委託料213万4,000円の増額は、先ほど歳入で御説明した生活保護のシステム改修に係る業務委託料でございます。

以上が福祉保健課の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

福祉保健課の説明は以上でございます。

ただいまの説明につきまして御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいですか。

では、私のほうから1点、今、賀田町出身の方から指定寄附という形でこのブランコと滑り台を設置するんですけれども、工期的には、いつ頃、予定しています。

○丸田福祉保健課参事 遊具自体は、受注生産になりますので、また、設置工事は、現場の校庭の使用状況も確認しながら進めたいと思っています。なので、ちょっと時間かかるんですけど、年度内のできるだけ早い時期に設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

○南委員長 年度内と言わんと、年内ぐらいいできればよろしく願いいたします。

○仲委員 とちのもり保育園のあれが企業版ふるさと納税かなで寄附していただいたということは本当にありがたいことであるんですけど、その資料のほうで、校庭内に幼児と小学生低学年が共有して遊ぶことができる遊具の整備ということで、共有して遊ぶということは、低学年の1年、2年生も使えるという意味だとは思いますが、このブランコと滑り台が、幼児に、とちのもり保育園の幼児の年齢層に合わせた遊具を購入する、その上で低学年、1、2年生も利用できるという考え方なのか、そこら、どうですか。

○丸田福祉保健課参事 今回、ブランコと滑り台を設置する予定なんですけれども、まず、ブランコにつきまして、2連になっていまして、一つが腰より下をすっぽりと包むバケット型にしまして、もう一つは、もうちょっと大きい年齢の方が使える椅子型を考えております。

また、滑り台なんですけれども、高さが大体1メートルぐらいですので、比較的小さいお子さんから、もうちょっと大きいお子さんまで使える高さだというふうに考えております。

○山口福祉保健課長 すみません、今、ちょっと補足なんですけれども、仲委員、言われたように、まず、とちのもり保育園の園児を中心に考えさせていただいて、その中で小学校低学年も使えるものが、このブランコ、主にブランコですけれども、そちらも使えるということで、メインは、とちのもり保育園の園児用ということで設置する予定でございます。

○仲委員 この前、視察したときに、同じという賀田小学校の校庭内ですもので、言うたら、とちのもり保育園の子供たちのエリアと小学校のエリアを分けるような柵があるという中で、とちのもり保育園の園児たちが遊ぶ時間と、小学校の言うたら授業の間の遊ぶ時間が合致する場合はありますよね、ありますね。そういう部分では、やはり、園庭のとちのもり保育園の遊ぶ場所は、きちっと仕切られるという状態が継続して行われるというのは、それで、理解よろしいですか。

○山口福祉保健課長 以前も御質問いただいた中で、簡易的な柵も準備、用意しております。基本的には、遊ぶ時間、重ならないようにとは組んではおるんですけども、中には同じタイミングという場合もございますので、そこら辺、保育園のほうは必ず保育士の方もついてみえますので、その辺の危険のないよう、安全に管理した状態で遊んでいただけるような取組をしております。

○西川委員 そういや、今、仲委員おっしゃったように、課長も言ったように、柵を設けるって、1回、区切るって言いましたよね、小学生の高学年のボールが飛

んできて危ないとか、そういうので。

柵は、毎回、これ、撤去したり設置したりするんですか。

○山口福祉保健課長 簡易的な移動型の柵でございますので、簡単に設置したり、よけたりということは可能ですので、そこは、その状況に応じて、設置しなければいけない場合は設置するような形で進めております。

○西川委員 いや、簡易的な柵であれば、逆に、その柵によってけがをするようなことは大丈夫なんではないでしょうか。固定したのなら安全性は保てると思うんですけど、簡単にできるやつだったら、どうなのかなと思ひまして。

○山口福祉保健課長 それは、そういった仕切りをするための製品ですので、その辺の安全性というのは十分確保できている製品でございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、審査を終了いたしたいと思ひましたけど、特に、今回、地方創生応援寄附金ということで、地元出身の株式会社アクテムさんが200万の御寄附を頂いたことに対しては委員会としても心から感謝とお礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございます。

審査を終了いたします。

引き続きまして、環境課に入ってくださいます。

環境課の議案は、44号と45号。

まず、最初に、議案第44号の「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について」から説明をお願いいたします。

○山本環境課長 環境課です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づき説明させていただきたいと思ひます。

資料1の尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例、いわゆる尾鷲市土砂条例の改正理由について御説明させていただきます。

初めに、土砂条例制定の経緯です。

土砂条例を制定する前までは、本市を含む近隣市町に都市部から大量の土砂等が搬入され、山間部に土砂等が積み上げられる事例が見られました。それらによる崩落事故の発生や有害物質の混入等、生活環境への影響について住民に不安が広がっていました。そのことを踏まえ、土砂崩れ等の災害防止及び土壌や水質などの環境保全の2点を規制することを目的に、尾鷲市土砂等埋立て等の規制に関する条例を令和2年4月に施行しました。

なお、県においても同時期に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例が施行されました。

条例の内容につきましては、市と県はほぼ同じ内容で、1,000平米以上、3,000平米未満を市の条例で、3,000平米以上を県の条例で規制するものであります。

次に、土砂条例改正の理由です。

令和3年7月、静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを踏まえ、国は危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、宅地造成等規制法を改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法を令和5年5月に制定、令和7年5月に施行されました。

盛土規制法は、土砂崩れ等による災害を防止するため、盛土の構造、いわゆる盛土の形についての安全基準が規定されました。そのことにより、現在の土砂条例による規制と重複する部分が生じたことから、二重規制とならないように条例を改正する必要が生じました。

なお、条例で規制している2点のうちの土砂崩れ等の災害防止については、盛土規制法の規制により県において盛土の構造を確認することになりましたが、土壌の汚染を防止するために満たすべき環境基準については、盛土規制法に規定されていないため、引き続き、土砂条例で確認することとしています。

次のページをお願いします。

盛土等の規制区域です。これは、県知事による指定となっております。赤の線で囲われた部分が宅地造成等工事規制区域で、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼし得る区域となります。青の破線で囲まれたほうが特定盛土等規制区域です。これは、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば、人家等に危険を及ぼし得る区域となっております。

三重県においては、全ての区域が指定されており、規制区域外の場合はありません。

次のページをお願いします。

これは、尾鷲市における規制区域の地図になります。ピンク色の区域が宅地造成等工事規制区域で、緑色が特定盛土等規制区域となっております。

この地図を御覧いただいたら分かるように、尾鷲市全域が指定されていることが分かります。規制区域対象外はございません。

次のページを御覧ください。

尾鷲市土砂条例の改定に伴う規制対象等の図になります。左側が現行の条例で、右側が改定後の条例となります。

まず、現行の条例では、構造基準と土砂基準の両方が許可要件となっておりますが、右側の改定後では、盛土規制法の区域内においては構造基準は盛土規制法で確認するため、条例では、土砂基準についてのみ届出により確認していきます。

また、一番右側の網掛け部分ですが、現時点では尾鷲市全域が盛土規制法の規制区域になっており、規制対象区域はないため、適用されることはありません。

ただし、5年ごとに区域の見直しが行われることから、その際に盛土規制法の規制区域外ができた場合に備えて土砂条例での規制が必要となるため、現行の条例を残した形となっております。

次のページを御覧ください。

これは、届出に関するフロー図を作成しております。左側が盛土規制法、真ん中から右側が県と市の土砂条例になります。

左側の盛土規制法フロー図で、一番左の宅地造成等工事規制区域では、500平米を超える盛土や一時堆積などが盛土規制法の許可申請を要するものになります。

次に、一つ右の特定盛土等規制区域では、3,000平米を超える盛土や一時堆積などが盛土法の許可申請を要するものとなり、3,000平米未満でも500平米を超える場合は、届出を要するものとなります。

次に、右側の土砂条例のフロー図で3,000平米以上、かつ、高さ1メートルを超える土砂等の埋立て等は、三重県への届出となります。

その右の1,000平米以上、3,000平米未満の場合は、尾鷲市の届出が必要となります。

1,000平米未満、または、高さ1メートル以下は、許可も届出も不要となります。

届出に関する流れは、それぞれフロー図のとおりとなっております。

最後に、今回の条例改正は、端的に言いますと、今までは、盛土の構造、いわゆる形を条例で規制していましたが、盛土規制法が施行されたことにより条例より厳しい規制をすることになったため、今後は、盛土の構造、いわゆる形については法に基づき県が規制することとし、法には規定されない土壌に含まれている成分等については、引き続き市が規制するための条例改正となっております。

尾鷲市土砂条例の改正についての説明は以上です。よろしく御審議賜り、御承認

いただきますようお願いします。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの議案第44号の改正について、御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 新聞をにぎやかしている隣町のあの残土なんですけど、ああいうことが、あれは許可を取らずにやって新聞にぎわしておるんですよね。それ、知らんうちにやられた場合は、どうなるんですか。

○山本環境課長 県市が併せていろいろ確認等をしていくんですけど、当然、確認できない場合ということがあって紀北町のような状況があったとは思いますが、それに基づきましては、許可がなくそのようなことをやった場合に関しては措置命令等を出すことになっておりますので、それで面積要件を超えている場合は、それを以下にするようにとかそういう形で指導していくことになります。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 今回の条例なんですけど、静岡県の熱海市での大規模な土石流災害が発生した、これに基づいてということだと思えるんですけども、この関係で、森林の伐採とかが影響して治水効果が落ちたことによって、その盛土が流出したというようなお話もあるんですが、今回の条例では、そういったものに関しては、特に取り締まることはできないということではよろしいんですか。

○山本環境課長 先ほど、ちょっとお話しさせていただいたように、盛土規制法、国の法律において、そういうことのないようにということで取り締まることとなりますので、あくまでも、それは、県において許可なり届出が出たときにチェック機能が働くということになっております。

尾鷲市としましては、それ以外の土壌に含まれている成分等に関してはチェックさせていただいて、そういう不純物というかそういったものが含まれていないのかをチェックするということで、県と市で役割が分かれております。

以上です。

○野田委員 森林を伐採して何か治水効果が落ちる、そうすると、土壌にもかなり水分が含まれて、盛土やそういった堆積物が流れ出るということと、中に含まれている成分というのは、その水も含まれるわけですか。

○山本環境課長 その場合なんですけど、伐採した後に盛土をするに当たって、その盛土をしたときのその土の成分について、ほかのところから持ち込まれたものに何かそういったものが含まれていないのかをチェックするというふうになっており

ます。

○野田委員 分かりました。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、第44号の審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第45号、補正予算のほうをお願いいたします。

○山本環境課長 補正予算(第4号)、これにつきまして、担当係長より説明させていただきます。

○塩谷環境課係長 それでは、説明させていただきます。

ごめんなさい、入っていますか。

○南委員長 入っておる。

○塩谷環境課係長 令和7年度尾鷲市一般会計補正予算書の第4号の5ページを御覧ください。通知いたします。

債務負担行為補正であります。

今回、追加として、し尿収集車購入費を計上しております。

期間は、令和8年度、限度額は、1,366万9,000円であります。

資料2を御覧ください。通知いたします。

今回、買換え予定をしているし尿収集車は、4台保有しているうちの、一番古い14年経過をした車両になります。メーカーに問い合わせたところ、し尿収集車の耐用年数は、通常のメンテナンスで5年、メンテナンスを行っても10年ほどのことでした。し尿班の職員も、作業後、自分たちのできる範囲で部品交換及びメンテナンスを行い寿命を延ばしてきておりますが、耐用年数を超えて使用しているため、ポンプで吸い込む力が弱くなってきております。須賀利、輪内地区は、し尿収集車4台で作業を行っていますが、ホースを延長してくみ取りを行う場合は、他の3台で行っている状況です。

また、納期については、問い合わせたところ、納車まで1年以上必要とのことであり、債務負担行為での予算計上を必要となりました。

現状は、4台をやりくりすることにより、市民の方に支障を来しておりませんが、納車までに相当の日数がかかることから、今回、補正予算を計上させていただきました。

御審議賜り、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

2 トン車のし尿収集車の更新なんですけれども、結構納期に時間がかかるということで、もう聞くところによると、令和 9 年度の年度末までに、それぐらいかかっていくんですか、時間。

○塩谷環境課係長 予定としては、令和 8 年度、令和 9 年の 3 月 3 1 日までの納期としています。

○南委員長 ただいまのバキューム納入に御質疑ありませんか。

○西川委員 せっかくですから、新しく買い換えるんだったら、脱臭燃焼装置のついたのをちょっと気張って予算つけてもらったらどうなんでしょうか。それ、結構大事だと思いますけど。

○塩谷環境課係長 今、西川委員おっしゃられたように臭いも相当消えるんですけれども、ちょっと金額が高額になりますので、今回はそれをつけずに、また次回のときに検討させていただきます。

○南委員長 大体、どれぐらい要るの。

（「結構要る」と呼ぶ者あり）

○南委員長 大体、どれぐらい要るの。

○塩谷環境課係長 大体、5 0 万以上はかかると思います。

○南委員長 5 0 万か……。

○西川委員 その程度だったら、ちょっと見てもらえばいい。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○西川委員 以上でね。でも、あの田舎の香水じゃないけど、やっぱりその近隣でお昼時とかもありますから、そういうところに予算をかけたらどうですかということ提案しておるんですよ。すみません。

○山本環境課長 西川委員の御提案は、ごもっともだと思います。今回、すみません、予算計上におきましては、今までと同じタイプのものを導入するということで予算計上しておりますが、今回、表を見ていただいたように、経過年数が 1 0 年、9 年、1 1 年ということで、今後、買換えがまた続くことになると思いますので、その際には予算計上も視野に入れて提案させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○南委員長 よろしく願いいたします。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、環境課の審査を終了いたしたいと思いますが、
1 件、生ごみの報告事項がございますので、よろしくお願いいたします。生ごみ処理機やね。

○山本環境課長 すみません、それでは、時間をいただきまして、電動生ごみ処理機の無料貸出事業について説明させていただきます。
じゃ、資料 3 を御覧ください。

○南委員長 お願いします。

○山本環境課長 尾鷲市では、平成 14 年度より、電動生ごみ処理機の購入費に対する補助を行っており、令和 6 年度までの 23 年間で 124 件の実績となっております。

電動生ごみ処理機は、水分を飛ばすことにより、ごみの重さと量が大幅に減量できるほか、臭いの軽減にもなり、機種によっては堆肥を作ることでもあります。

電動生ごみ処理機は数万円することから、購入をためらっている人に対し、今回、資料に記載の 3 台を市内在住の方に無料で貸出しを行うこととしております。実際に使用することでごみの減量を実感してもらい、各家庭それぞれに合った電動生ごみ処理機を購入することで、ごみの減量化及び資源循環への意識の高揚を図りたいと思っております。

なお、返却時に 9 ページにあるアンケートをお願いし、より普及するための施策の参考にさせていただきます。

すみません、引き続きまして、ちょっと委員長の許可、いただきたいんですけど、実物をお持ちしましたので、実物をもって説明させていただいてよろしいですか。

○南委員長 お願いします。

○山本環境課長 ありがとうございます。

今回、お持ちしたのは、この 3 機種のうち、パリパリキューという機械です。特徴としましては、三つの中で一番コンパクトで、少人数の家庭でも使いやすいことです。また、中には専用のバスケットがあり、それをキッチンの三角コーナーとして使え、ある程度たまったら、水を切ってそのままセッティングしてボタンを押すだけと、簡便な操作となっています。

8 ページを御覧ください。資料 8 ページを御覧ください。

処理できるものは、御飯、麺類、肉類、魚類、野菜くず、果実くず、調理物等で、処理できないものは、少量だったら大丈夫なんですけど、大量の卵殻、貝殻、かんきつ類の皮、油類等です。

実際に 8 時間ほど使用した処理後の生ごみ、こちらが実際の生ごみとなっております。

臭いに関しては僅かにありますが、気にならない程度になっています。水分はほとんどなくなっており、ぱりぱりの状態となっていて、重さ及び体積が減少していることが分かると思います。

環境課としましては、引き続きごみの減量に取り組んでまいりたいと思います。

電動生ごみ処理機の無料貸出しに係る説明は以上です。ありがとうございます。

○西川委員 それ、見せてもらったんですけど、堆肥を作るやつじゃないんですね。乾燥をさせるやつなんですか。

○山本環境課長 今回、お持ちしたこのパリパリキューという機械は、乾燥させて生ごみを減量させるためだけの機械です。それ以外にも値段にもいろいろあるんですけど、堆肥を作れるものもありまして、今回、お持ちしたのは、乾燥させる機能のみとなっております。

○西川委員 いや、今、家庭菜園とかプランターで野菜作る人がはやっておるから、できたら、それを碎いて分解するようなやつの方が、もう喜ばれるんじゃない。それだったら環境課が減量で喜ぶだけで、自分のところで再利用できるようなやつの方が喜ばれるんじゃないのかなって。そんなところ、予算つけて聞いてくださいよ。

○山本環境課長 電動生ごみ処理機の無料貸出しに関しましては 3 種類ということになっているんですけど、実際に購入する補助に関しましては、今、西川委員さんがおっしゃったような機能をついている電動生ごみ処理機に関しましても補助金を出すことになっております。ですので、皆様、各家庭に合った生ごみ処理機を購入していただいて、環境課としては補助を出していきたいというふうに思っております。

○南委員長 他に。

○小川議長 参考のために聞かせていただきたいんですけど、今、西川さん、言われたように、そのコンポスト、あれって、補助金ついて、総額で幾らぐらいやったですか。

○山本環境課長 補助金額、コンポストに関しましては、購入費の 2 分の 1 で、1 世帯当たり 5,000 円を限度額となっております。

○小川議長 コンポスト、幾らするの。

○山本環境課長 コンポストのほうは値段としては、電動生ごみ処理機、今回、

お持ちしたの5万円、6万円、あと、それ以外でも8万円とか、結構、電動生ごみ処理機に関しましては高額なものが多いことになっております。コンポストのほう
が若干安いということで、このような金額設定となっております。

○南委員長 よろしいですか、議長。

○小川議長 金額、聞きたかった。

○仲委員 それ、さっき課長、説明したんやけど、8時間かけて、あの程度の乾燥、8時間かけて。

○山本環境課長 これ、実際に8時間たったものになっております。実際に職員
において実験というか、したんですけど、物としては、180グラムぐらいのものを、
こういう形で電動生ごみ処理機にかけたら60グラム、これは違うんですけど、
60グラムぐらいに減りました。ですので、水分等を飛ばすことによって、約3分
の1までごみ減量化できることとなっております。

以上です。

○仲委員 その乾燥したものを、生ごみじゃなしに普通の燃えるごみに出すとい
うことやな。

○山本環境課長 そのような形で、黄色のごみ袋に入れて出していただくという
ことになっております。

○仲委員 そうしたら、やっぱり、西川委員言うたように、肥料にできるところ
のほうは僕はええと思うんやけど、これは一つの意見で。

○久保環境課主任 先ほど、西川委員がおっしゃいました堆肥にできるのかとい
うところなんですけれども、今回、貸出ししておりますこの3台のうち、ページ8
ページを見ていただきたいんですが、パナソニックのもの、こちらのものにつきま
しては堆肥の利用ができるということで、あと、燃えたような燃やすような感じで
乾燥させるんですけれども、その後のものをプランターとかに入れて堆肥として利
用ができますということになっています。

○仲委員 なるほど。

○南委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

○野田委員 台数は何台。

○山本環境課長 今回の無料貸出しに関しましては、この写真にある3台を、ま
ず貸出しさせていただくことになります。

その後、貸出しで終わってしまったら意味がありませんので、市民の方に購入し

ていただきたいんですけど……。

すみません、購入補助に関しまして予算をつけておりますので、それで購入台数が増えることになりましたら、私どもとしても予算をつけていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○南委員長 よろしいですか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○南委員長 他にないようですので、環境課の審査を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時24分）

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

じゃ、商工観光課所管の議案第45号の補正予算の説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 おはようございます。商工観光課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第45号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、商工観光課に係る予算について、お手元に配付の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算書（第4号）及び予算説明書により説明させていただきます。

補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。通知させていただきます。

6款商工費……。

○南委員長 来た……。

○濱田商工観光課長 来ていないですか、すみません。

○南委員長 来ました。

○濱田商工観光課長 すみません、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、補正前額1,616万7,000円に対し、補正額5,868万円を増額し7,484万7,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券発行事業関連の主な経費として、12節委託料、商品券発行事業業務委託料5,593万円の追加、その他、18節負担金、補助及び交付金の負担金として、名張市と共同で出展する本年12月5日から7日間でインテックス大阪で開催されます、第13回大阪モーターショーへの出展負担金8万3,000円の追加、プレミアム付商品券発行事業に併せて実施される市内44店舗が加

入する尾鷲よいとこスタンプ会のスタンプ2倍サービス事業に対するおわせよいとこスタンプ会事業費補助金125万円の追加であります。

詳細につきましては、行政常任委員会資料1により担当係長より説明いたさせます。通知いたします。

○川上商工観光課係長 それでは、プレミアム付商品券事業について説明させていただきます。

目的は、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の生活を応援するとともに、市内の消費拡大を促し地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行するものであります。

事業概要としましては、市民の皆様全員を対象とし、1万3,000円分が1万円で購入できるプレミアム率30%の商品券を発行するものであり、お一人当たり1冊購入できるものとし、商品券発行総額は、1億9,890万円となります。

商品券は、額面500円で26枚つづり、市内に本店がある加盟店で利用できる地域応援券1万円分と、市外に本店があり、市内に支店を有する事業所を含む全ての加盟店で利用できる共通券3,000円分を1冊とさせていただく予定です。

商品券の購入に当たりましては、9月頃に市内に住民登録のある世帯主様宛てに世帯人数分の購入引換券を郵送させていただく予定であり、10月から商品券を購入、利用いただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

事業実施に当たりましては、以前にも商品券事業を委託しております尾鷲商工会議所に今回も委託する予定であります。

事業費といたしましては、商品券のプレミアム分4,590万円を含めた尾鷲商工会議所への委託料5,593万円と、事務用消耗品や購入引換券発送用封筒印刷費などの需用費が48万2,000円、購入引換券郵送費の役務費が79万6,000円、複合機使用料が7万円で、商品券事業全体としては、合計5,727万8,000円を予算計上させていただいております。これにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,169万4,000円が充てられる予定であります。

また、先ほど、課長からの説明の中にもありましたが、今回のプレミアム付商品券の利用期間に合わせて、尾鷲よいとこスタンプ会が実施するポイント2倍事業に対しての補助金も予算計上しております。

尾鷲よいとこスタンプ会によるポイント2倍事業は、令和3年度、4年度、5年度のプレミアム付商品券発行事業の際にも実施されており、今回については、事業費250万円の2分の1補助として125万円を計上するものであります。

商品券発行事業とスタンプ２倍事業との相乗効果により、市内の消費拡大、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○濱田商工観光課長　以上が商工観光課に係る議案第４５号「令和７年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決について」につきましの説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○南委員長　御質疑のある方、御発言。

○西川委員　これ、今、聞いたけど、委託費って、商工会……。

○南委員長　会議所。

○西川委員　商工会議所。

○南委員長　うん。

○西川委員　５，７００万って、これ、委託せんと、お宅らがやったら、どの程度で済むんですか。

○濱田商工観光課長　基本的に、ここで委託に係る商工……。要は、３，０００円分掛けるのプレミアム分を除いた部分として、おおよそ商工会議所分の事務手数料として、おおよそ１，０００万程度かかっていると思っています。そのうちの３００万程度が職員人件費で、券の印刷が、おおよそ３００万程度で６００万というふうなのが主になっているので、職員でどこまでできるかというのはあるかと思うんですけど、なかなか換金とか、全事業者おおよそ前回であると３００事業者の換金とか休日の部分を含めると、尾鷲市で仮に全部したとしても、もっとかかるんじゃないかなというふうには考えております。

○西川委員　いや、それをするのがお宅らの仕事でしょう。これを委託会社を、商工会に委託する会社を探すのが仕事ではなく。この５，７００万を、もっと市民に還元しようと思ったら、お宅らは、ふだんやっておる仕事を、ちょっと仕事量増やせば、もっと市民に還元できるんじゃないのですかって言っておるだけです。

○濱田商工観光課長　確かに、委員のおっしゃることは理解はするものの、商品券事業、やはり、今、１０月発行から５か月間、それぞれの販売とか換金とか全ての対応を、全部、今の職員の中でしようとする、それは、それなりの費用も含めてかかると私は考えております。

○西川委員　いや、そればかりじゃないでしょう。ふだんの休憩時間もあるでしょう。休憩時間というか、ほとんど、たばこ吸いに行っておる人らもおるわけで

しょう。そういう時間は、ロスじゃないのかなということを言っておるんですよ。自分らでやろうとしたことはないのですか。その５，７００万を、もう少し、これ、１万３，０００円を１万４，０００円に、市民に還元したいという気概は持ち合わせていないんですかということを言っています。

○下村副市長　この５，５９３万の明細なんですけど、いわゆる商品券、プレミアム部分で４，５９０万円、それと、商品券の印刷代、ポスターの印刷代、チラシ印刷代で約４００万、それと、広告料、新聞広告費、ホームページで１５万円、給付事務費ですね、いわゆる消耗品、通信運搬費、支払手数料等で１４５万円、あと、事務機器の計数機やパソコンのレンタル代で７７万２，０００円で、実際の人件費というのが３００万円となっております。

こういった中で職員で実施した場合、やはり時間外勤務手当が発生してきますし、特に、商工観光課の場合は、これから夏の港まつりの準備や秋のイベントに向けた準備等も出てきますので、この辺は、業務に慣れておる商工会議所に委託するのがベストという考えとなっております。

○西川委員　いや、これ、入札方式で、もっと安うできるところ。これ、人件費、３００万というだけでしょう、言いたいのは。あとは、どうしても要るお金なんでしょう、今、副市長が言ったのは。だから、この３００万の人件費を削るんだったら、３００万の仕事はできませんか、商工観光。

○濱田商工観光課長　現状の商工観光課の業務の状況を考えると、ここの商品券事業、これを全て商工観光ですということとは厳しいと思っております。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

市長、よろしいですか。

○加藤市長　今回の、要するに、このプレミアム付商品券事業のさっきの、まず、これ、販売します。販売するために、結局、人は販売する人間と販売を購入する人間、それとこれ、換金した分をきちんとやっぱり整理する。どれだけのやっぱり労働、人の、要するに、時間が要するかということになれば、この時に言えば、先ほどから申し上げていますように、今、商工観光課の仕事というのは、人数の割については、かなりやっぱりタイトな仕事になっていると思います。それを、さらに、このプレミアム付商品券のこの事業を商工観光課は、全て商工会議所に委託するというわけじゃないんですよ。段取りから何かしながら、あと、段取りをきちんと彼らにやっていただくという話ですので、私は、この人件費のその３００万円分とい

うのは、要するに、これを、もし商工観光課で全部やったら、もうそれ以上の労力、そして、ほかの仕事自体がおろそかになってしまうんじゃないかなということで、一応、委託、ずっと委託しているという状況でございます。

○西川委員 いや、そうしたら、細かいこと言わんと、ほかの市町でも現金配っておるところもありますよね。他の市町では、プレミアム振興券とか言わず。ただ、現金のほうが喜ばれるんじゃないんですか。それだったら、商工課も助かるし。

○加藤市長 あくまでも、今回は、消費喚起をするがために経済を活性化するための、この消費を喚起しながら、要するに、経済を回すという話だ。現金で渡したら、ほとんど貯金するというような感じですね。今の政府の2万円のそのあれについても、大体そういうあれがあるわけなの。今まで、現金をどうのこうの支給するということは、そのまま預貯金に入ってしまったって、我々は、二つの目的である、生活の応援をするということと、もう一つは、やっぱり経済を回さなきゃならないんです。そのためのやっぱり手段として、このプレミアム付商品券を出したというところでございますので、その辺のところは、十分御理解いただきたいと思っております。

○西川委員 理解はしていますよ。お金を落としてくれというわけでしょう。だったら、現金で貯金するって、今、市長、言われましたけど、貯金ができる世帯ならいいですけど、やむを得ずそれを使わんならん世帯もあるでしょう。だったら、現金でもらったほうがよっぽどうれしいんじゃないですかということをおっしゃるんですよ。

○下村副市長 現金3,000円を給付した場合、4,590万だけが市場を回ると。1万3,000円で買っていただくことによって、4,590万、プラス、1億5,300万のお金が市内を回るという考えの下、商品券ということをさせていただいております。

○西川委員 じゃ、1万円は持ち出しで貯金、今、市長は、貯金って言いましたが、貯金せんで、もう使うでしょう、みんな。一緒のことじゃないですか。自分のところで物を買うのに財布からお金出しますよね。3,000円現金でもらって、3,000円じゃ足りないから、1万円出しますよね。お金、十分、回るんじゃないですか。

○下村副市長 商品券になったら、必ずそれを使い切ると思います。現金であれば、先ほど、市長言ったように、財布のままでということもありますけど、商品券を購入していただいたら、1万3,000円分の商品券を使用していただくと、期

限までに。そういうことで、市内の市場が潤うというふうに考えております。

○西川委員　いや、別に物を買って、買わんでもええやないですか。ただ、個人の自由で。使いたい人は使って、3,000円、貯金したい人は、貯金すりゃいいんでしょう。一々お金を回すために、みんな、生活やっていくんですから、お金は出すんですよ。地元でお金、使っておるじゃないですか、今現在でも。それを、一々、1万円やったら、もう貯金するから、3,000円貯金するからって、みんな、使いますよ。じゃ、晩飯のおかずは、どうやってするんですか。みんな、自給自足ですか。買物に行きますよね。そんな、何百、300万も1,000万も、あれ、かかるんだったら、現金で配ったほうがいいんじゃないですかということ言っているだけです。

○南委員長　答弁は、よろしいですか。

○加藤市長　いやいや、だから、我々の考え方は、要するに、経済を回すと。要するに、消費を喚起しながら経済を回すということも一つの目的に持っていますから。

もう一つ申し上げるのは、これは、やっぱり消費者心理というのは、やっぱり我々もいろいろと……。我々じゃない、私もいろいろ研修しましたが、1万円のものを使うと、それに3,000円プラスアルファすると、余計ぜいたく感があるわけなのね。余分にちょっとお金を出して買おうかというそういう意識の中で経済を回すということも、そういう考え方もありますので、この現金じゃなくて、我々としては、プレミアム付商品券を出しながら、もっともっとやっぱり消費を喚起したいという思いの中で、今回、この案を提出、提案させていただいたというところでございます。

○西川委員　じゃ、生活困窮者で、その年金暮らしの人で1万3,000円を払えない人は買えないということですよ。それでも、その人たちが御飯を食べるためには消費はしますよ。

○下村副市長　今回、国のほうも年内に給付金のほうを出すというふうに、決定はしていませんけど、そういった方につきましても2万円……。金額は幾らになるか分かりませんが、現在のところ、2万円の給付金を全国民に年内に給付したいというような話も出ておりますので、そういったものを活用していただきたいと。時期的にも10月からということで、本市としても年内までの商品券の発行をしたいというふうに考えております。

○西川委員　政府、国の話を持ち出さないでくださいよ、石破さんじゃあるまい

し。選挙前に石破さんは2万円、全国配るって言うておるけど、僕らから言わせりゃ、消費税なくせよという話で、僕は、こんな議論を議会でするために言うておるんじゃないんです。ただ、お金の買えない人は、かわいそうですね。現金、1万3,000円の人は、3,000円も損しますねということを言うておるんですよ。

○佐々木委員　昨日も商品券のことについて御質問させていただいたんですが、先ほど言われたように、やはり今まで住民非課税世帯とか子育て世帯に関しては今までも現金給付というのはさんざん行ってきたわけなんですね。それに対して、経済というものはほとんど回らない状況だと思います。

この商品券事業というのは、地域の本当に、実際に、今、事業者、お店の方というのは、本当に物価高もはじめ、一人一人の市民所得というのは、尾鷲は三重県南部は特に県でもすごく最低のレベルにあって、特に、北西部と比べて年間100万円ぐらいの開きがある中で、光熱費の高騰とか、米もそうですが、生活にかかるコストというのがすごくかかってきて、余計消費に回らないという苦しい現状が、今、市民、そして、それが回らないから事業者も大変な状況になっているということの意味もあって、昨日、質問もさせていただきました。

その意味で、さっき言われた1億9,890万のこのお金が、販売率をまず上げていただくということを市長は言われましたけれども、ぜひ販売率を上げていただく、僕は再販をしてほしいわけなんですけど、これで30%買わない人がいたら、先ほど計算していただきましたが、約5,000万、6,000万ぐらいのお金が滞ってしまうことになるんで、それが市場に流れれば、もっと経済が動くということ。

それと、もう一つ、1万3,000円、商品券配ったら、それ以上のものを消費しますので、それ以上の額が経済は回っていくということで、この商品券事業は意味があると思うんですが、さっき言われたように、買わない人が3割も3割5分もあったら、非常にもったいないということを思うわけです。

さっきの内訳の中で商工会議所に委託するんですけども、今までと同じようなやり方というか経費のほうも見直すことは、会議所の中の話かも知れませんが、僕もよく知っていて、段取りというか順序、商工観光のほうである程度チラシなんかも作りながら、それを商工会議所のほうへ引き渡していくという、商工会議所が全てやっているというわけじゃないのはよく知っているんで、さっき言われた機器の委託料とか77万って言われたんですけども、そういうものとか、レンタルじゃないしに、しょっちゅう、もう毎回のようになっているんで、購入した場合は、そういうもの、どうなるのかとか浮いてくるんじゃないんかとか、やはりその発送の

業務のもう少し効率化というもの、引換券の効率化というものなんかも次に向けて検討していくことは大事なんじゃないかなと思ったり、先ほど、再販に関しても、やはり再販するときのコストというものが非常にかかる。前のときは往復はがきでやって、それでやって、その費用がまたかかるということで、非常にその費用がまた負担になってくる、事務作業も増えるということもあって、やはりそういうことも原因になっているんかと思うんですが、その辺のことも、やっぱり、今後、検討、どういうふうにしたらコストをかけずに再販できるかということも検討していただきたいなと思いますので、またいろいろと御相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○濱田商工観光課長　　今、すみません、委員おっしゃったように、委託の部分については、また商工会議所さんともいろいろ話させていただいて、削れる部分は削る、また、再販率を上げる手だて、今までと同じようなやり方をしていると販売率はやっぱり70%にとどまるというのが現状なので、どうやってすれば上げることができるのかも含めて、早急に検討させていただきたいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、ないようですので……。

よいとこスタンプのほうも、よろしいですね、もう。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　45号の審査を終了いたします。

それでは、最後で報告事項として、おわせ港まつりの進捗状況をお願いいたします。

○濱田商工観光課長　　それでは、その他、報告事項として、行政常任委員会資料1に基づき報告させていただきます。

行政常任委員会資料の2ページを御覧ください。通知します。

資料2は、第72回おわせ港まつりの進捗状況についてであります。

それでは、詳細につきまして、担当係長より説明させていただきます。

○川崎商工観光課係長　　それでは、第72回おわせ港まつりの進捗状況について説明いたします。

開催日は、8月2日土曜日で、雨天の場合は、翌3日、日曜日へ順延となります。

当日は、午後4時から午後7時30分まで、尾鷲港特設ステージの催しを予定しております。内容としましては、尾鷲高校軽音楽部の演奏、キッズダンスステージ、

H I D A バンドなどのステージと続き、第 3 7 回全国尾鷲節コンクール優勝者であります山崎美保さんによるステージ、さらに、尾鷲節保存会・坂東流柳蛙会による尾鷲節及び尾鷲節踊りを挟み、ロックジャム並びに尾鷲節保存会こども太鼓による太鼓協演を予定しているところであります。

尾鷲節踊りにつきましては、参加自由とし、ステージ前で輪になって踊る盆踊り形式での実施を予定しております。

ステージ終了と同時に海上花火大会を開始、午後 9 時までの予定となっております。

打ち上げ場所は、尾鷲港第 1 防波堤、内容は、早打ち及び仕掛花火を含む約 3, 0 0 0 発であります。

あわせて、午後 4 時 3 0 分から花火終了まで、尾鷲魚市場におきまして夜のイタダキ市を開催いたします。イタダキ市出店事業者に加え、地元事業者、団体が出店し、港まつりのにぎわい創出を図るものであります。

次に、港まつりをさらに盛り上げる取組として、公式 S N S を活用したキャンペーンを実施いたします。公式インスタグラムをフォローした上、対象投稿に応募いただいた方の中から抽選で 5 0 名にイタダキ市及び夜のイタダキ市で利用可能な 1, 0 0 0 円分の商品券をプレゼントするものであります。

また、会場アナウンスが届きにくい場所におられる方や遠方の方にも港まつりを御覧いただけるよう、尾鷲市公式ユーチューブチャンネルでのライブ配信を予定しております。

港まつり版思いやりパーキングにつきましては、来場者の利便性向上の一環として、三重おもいやり駐車場利用制度等の利用証をお持ちの方を対象に、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の駐車場区画において 2 0 台程度を港まつり版思いやりパーキングとして確保するもので、応募多数の場合は、抽せんいたします。利用料は無料で、6 月 2 3 日から 7 月 1 8 日までウェブ応募を受け付け、7 月 2 3 日に当選発表を行う予定であります。

当該駐車スペースからは観覧も可能ではありますが、花火打ち上げ地点からはやや距離があり、電線と電柱などが視界に入る場合がございます。

次のページ、3 ページを御覧ください。

宿泊施設不足対策といたしまして、個人所有のキャンピングカーをシェアサービスで活用する宿泊手段の実証実験を実施するものです。ふるさと納税感謝企画参加者を優先対象とし、一般申込みも受け付け、夢古道おわせ駐車スペースに 1 0 台分

を用意する計画であります。

同時開催イベントとしましては、午前９時から午後１時まで、尾鷲イタダキ市をはじめ、巡視船すずかの一般公開、自衛官募集相談員による広報活動、グッズ販売、三重刑務所による矯正展即売、中央公民館でのこども茶道クラブのお茶のおもてなし等を実施いたします。

一般来場者向けの駐車場といたしましては、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地約１，２００台、国市木材市場跡地約５００台、尾鷲市役所駐車場約５０台を確保しております。

交通規制につきましては、後に別紙にて説明をいたします。

港まつり関連事業といたしまして、前日、８月１日金曜日、午後４時３０分から午後８時まで、野地町駅前児童公園において尾鷲商工会議所青年部主催で野地町ビアガーデン２０２５が開催されます。

次のページ、４ページを御覧ください。

交通規制などに関する地図となっております。黒潮道路、八幡大橋から紀望大通り交差点までを午後６時から午後１０時まで、同交差点から文化会館前交差点までを午後９時から午後１０時まで通行止めするほか、尾鷲港第一、第二埠頭は、午後４時から、第三以降の各埠頭並びに先端の護岸埠頭は、午後６時からそれぞれ午後１０時まで立入りを制限する予定であります。

以上、資料２、第７２回おわせ港まつりの進捗状況についての報告とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項について何か御意見のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、報告も終了し、商工観光の審査を全て終了いたします。ありがとうございました。

ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は午後１時１０分からといたします。

（休憩 午前１１時５２分）

（再開 午後 １時０５分）

○南委員長 予定より若干早いですけど、皆さん、おそろいようですので、休憩前に引き続き行政常任委員会を開会いたします。

次に、建設課に入ってくださいました。

建設課の議案４５号の７年度の補正４号のほうの説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　それでは、議案第４５号「令和７年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決について」のうち、建設課に係る予算について説明いたします。

歳入から説明させていただきます。

通知いたします。

補正予算書の１０ページ、１１ページを御覧ください。

１５款県支出金、２項県補助金、６目土木費県補助金につきましては、補正前の額１,７３３万１,０００円に対しまして、補正額９５０万５,０００円を増額し２,６８３万６,０００円とするものです。

内容は、１節土木費補助金９５０万５,０００円を増額で、これは、熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

通知いたします。補正予算書１４、１５ページを御覧ください。

７款土木費、５項都市計画費、３目公園費につきましては、補正前の額１,０５７万２,０００円に対しまして、補正額２,１２８万５,０００円を増額し３,１８５万７,０００円とするものです。

財源内訳は、国県支出金が９５０万５,０００円を増額、地方債が１,１４０万円の増額、一般財源が３８万円の増額です。

内容につきましては、北浦児童公園トイレ整備事業に係るもので、１１節役務費７万４,０００円は、建築確認申請及び完了検査等手数料です。

次に、１２節委託料３０万円は、地盤調査業務委託料でございます。

１４節工事請負費２,０９１万１,０００円で、詳細につきましては、委員会資料に基づき説明いたします。

通知いたします。委員会資料１ページを御覧ください。

資料左上が北浦児童公園の施設の配置図で、公園の北側でございます現在のトイレ、これにつきましては、解体することになっております。

新規のトイレにつきましては、この配置図の中ほど、県道の歩道に接した部分に計画建築物と赤線で囲った部分がございますが、こちらに設置する予定で、これにより、公園利用者の方のもとより、熊野古道に来訪された方々にも不便なく御利用いただけるものと考えております。

資料の右上に描いておりますのは、今回、設置予定のトイレのイメージ図でござ

います。熊野古道への景観に配慮したものを考えております。

資料中央の下部にはトイレの詳細図を表示しております。この詳細図の左側、こちらが男性用で、大便器、小便器各1基、右側が女性用、多目的トイレ兼用の部分で、規模的には、中村山公園と同規模のものとなっております。

以上で議案第45号、令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）に係る建設課の説明を終了いたします。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

建設課の児童公園の設置のトイレの説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 ここ、北浦、僕、毎日、通るんですけど、ちょうど小学生の子供たちが自転車をよう置いておるところですよ。横ですね、この防火水槽ってあるのも知っていたんですけど、僕は、ここにトイレ、もうちょっとずらしてでも、子供たちが来る時の送り迎えの駐車場を造ってほしかったなって。以前、課長に言うたことあったんですけど、覚えていない。この防火水槽のところやったら、駐車場、結構違法駐車で送り迎えが多いもので、事故、あったら危ないなと思って。これ、駐輪場も、きちんと、これ、整備、一緒にせんのですか。

○塩津建設課長 そうですね、今回、その補助事業のほうが熊野古道伊勢路の環境整備という補助金で、古道の保全であるとかトイレ整備であるとか案内板の設置に対して出る補助金ですので、今回の工事では、ちょっとそこまでは手が回りませんもので、御了解ください。

○西川委員 これ、排水は、どちらの側溝に持っていきますか。

○上村建設課参事兼係長 これ、南側の県道沿いの側溝に持っていきます。

○西川委員 ということは、道、横断して、そのまま川へ流すということですか、南側というと。

○上村建設課参事兼係長 はい、既存の側溝がございますので、それは、恐らく、多分、川なりに落ちていると思います。

○西川委員 既存の側溝へ落とすんやったら、側溝の中も、一応、掃除してくださいね。多分、子供たちが遊びにくるところ、砂利いっぱいたまっておると思うので、側溝の中へ汚水そのまま流すと、悪臭もありますので、子供たちが来るところやもので、衛生面に十分気をつけてください。

○上村建設課参事兼係長 はい。

○南委員長 他にございませんか。

○小川議長 この建設場所というのは、これ、もう決定しているわけですか。

○塩津建設課長 決定というか、今、熊野古道へ見えた方と、あと、公園利用者の方、どちらも利用する、その形で、今、この箇所を想定しているという形です。

○小川議長 この公園での、民間の家、ありますよね、この2軒並んでいる左上のほうに。そこの方が、いつも子供のボールが飛んできて、瓦によう当たるといふのがあるんですけど、そのフェンスを立ててくれとかよう言うていますが、ここにトイレ造ったら、そういう問題なくなるんじゃないかと思ったものですから、その点は、どうなんでしょうか。

○塩津建設課長 民家に近いところにトイレというのもなかなかちょっと難しいものがあると思いますが、フェンスについては、また対応させていただく予定でありますので、よろしくお願いします。

○小川議長 対処するということは、またフェンス造るということですか、民家のところの。

○塩津建設課長 今回の補助事業に関しては、そこまではないですが、また別の予算で対応させていただく予定です。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 この図面を確認させていただいたんですけれども、女性用の多目的トイレ、こちらにおむつの交換台とか置く予定はありますでしょうか。

○上村建設課参事兼係長 ごめんなさい、ちょっと表記がされていませんけれども、設置予定です。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○西野副委員長 北浦児童公園、結構、子持ちの方、多いんですけど、多目的なトイレにベビーチェアとかそういうのって備えたりとかってしますか。イオンでよく見る、親が排せつしておる前に……。

(「トイレは、普通、ついておるやん」と呼ぶ者あり)

○西野副委員長 これ、ついていますかね。

(「それ、つけるでやってある」と呼ぶ者あり)

○上村建設課参事兼係長 ごめんなさい、ちょっと表記漏ればかりで申し訳ない。いずれも設置いたします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、建設課の所管の議案を審査を終了いたしましたと思います。ありがとうございました。

引き続き、教育委員会のほうに入ってくださいます。

それでは、教育委員会所管の議案の審査に入りたいと思います。

入る前に教育長のほうから何かございませんか。

○田中教育長 教育委員会、生涯学習課でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

議案第43号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」のほか、生涯学習課に係る議案報告につきまして担当課長より説明いたさせますので、どうぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、教育委員会関連の議案第43号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の説明をお願いいたします。

○世古生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第43号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。通知いたします。

本条例は、本年3月末に尾鷲市営野球場の解体工事が完了したことから、条例から当該施設に係る部分を削る必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の1ページ及び2ページを御覧ください。通知いたします。

別表第1より、尾鷲市営野球場に係る名称及び位置を削り、別表第2より、尾鷲市営野球場使用料の全てを削るものでございます。

以上が条例の一部改正に係る議案の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特段ないようですので、議案第43号の審査は終了いたします。

引き続きまして、議案第４５号の令和７年度、第４号補正の説明をお願いいたします。

○世古生涯学習課長　それでは、「議案第４５号、令和７年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決について」のうち、生涯学習課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

歳出でございます。

予算書の１６ページ、１７ページを御覧ください。通知いたします。

９款教育費、４項社会教育費、８目文化会館費３７７万７,０００円の増額は、細目文化会館管理運営費のうち、１２節委託料、尾鷲市民文化会館指定管理料３７７万７,０００円の増額で、内容といたしましては、昨年１２月定例会の補正予算にてお認めいただきましたものと同様、物価高騰などの要因により大幅に改定された人事院勧告に伴う給与改定に相当する指定管理料を増額するものでございます。

以上が生涯学習課の令和７年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

ただいまの説明で御質疑のある方、ございませんか。

人勧の５人分のアップ費用ですね。

○世古生涯学習課長　はい。

○南委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、議案第４５号の教育委員会の審査は終了いたします。

引き続きまして、報告事項が体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化工事についてと、オープンウォータースイミングについての２件がありますけれども、まず、体育文化会館のほうより説明をお願いいたします、報告を。

○世古生涯学習課長　それでは、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事について説明いたします。

今回、初めての説明となる委員もおられますので、まずは現在までの経緯につきまして、簡単に御説明いたします。

体育文化会館と中央公民館につきましては、施設の老朽化に伴い耐震補強工事が必要となり、併せて、教育委員会の事務所がある庁舎別館を含め、３施設の機能集約、複合化に取り組んでまいりました。

災害時には避難所となる体育文化会館及び中央公民館は、耐震補強と長寿命化が重要であるとの考えの下、プロポーザル方式により設計業者を選定いたしました。その結果、体育文化会館は、1階を図書館、2階を体育館として整備し、中央公民館は、庁舎別館機能を含む形でそれぞれ耐震・長寿命化を図り、併せて、図書館移転後の中央公民館2階を子どものリビングルームとして整備する方針といたしました。

令和6年第4回定例会の行政常任委員会にて平面図案をお示ししたところ、委員をはじめ、多くの市民の皆様から御意見、御要望が寄せられ、それらをできる限り設計に反映すべく、その後、設計業者に検討いただきました。

今回、お示しする資料は、パース図につきましては昨年12月にお示ししたものと同じですが、図面のほうには一部変更がございますので、それらを中心に説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

体育文化会館の外観イメージです。

現在の体育館は、日本芸術院会員、法政大学工学部名誉教授であられた著名な建築家、大江宏氏のデザインによるものであることから、当該デザインを継承することといたしました。

2ページを御覧ください。

1階図書館の内観イメージです。フロアの広さは約1,000平米で、広さは現在の図書館の約3.6倍に、蔵書数は、現在の図書館が閉架図書を含め約7万6,000冊のところ、閉架図書を含め、約19万冊となる予定です。市民のリビングルームをコンセプトとしており、傘をモチーフとしたヒノキのオブジェを設け、その下でゆっくりと本に親しむことができる設計としております。

3ページを御覧ください。

2階体育館の内観イメージです。広さは、現在の体育館と同じく約1,000平米で、バドミントンコートが6面取れるものであり、天井高は8.6メートルでございます。

4ページを御覧ください。

1階図書館の平面図です。

図面の中央右側にあります正面入り口からはスロープが設置されており、段差なく図書館に入館できます。

同じく、入り口を入れて右側、図面の上部にございますトイレに向かうためのス

ロープを設置いたしました。

また、図書館フロアの右下部分、子どものコーナーと自習コーナーである個人ブースが干渉しないかという御意見も１２月にいただいておりますが、個人ブース側の書棚を１列壁とすることで影響を緩和いたしました。

また、避難所として利用することも含め、シャワーブースが必要との御意見もあり、図面の右上、トイレスペースの中に、男女とも２ブース、シャワーブースを設けました。

５ページを御覧ください。

２階、体育館の平面図です。

２階にもトイレをとの御意見がございましたが、スペースの関係上、現状のままとなりました。

同様に、エレベーター位置につきましても検討いただきましたが、構造上、変更なしとなっております。

体育館フロアにおきましては、バドミントンコート６面のほか、バレーボールコート２面とソフトテニスコート１面、また、体操競技用機材の設置が行えるよう、ポール設置気孔を床面に設ける予定です。

６ページを御覧ください。

施設の断面図となりますが、特に変更点はございません。

また、その他の変更点といたしまして、災害時の避難所対応を想定し、非常用発電設備を設置いたします。

７ページを御覧ください。

７ページから９ページは、中央公民館の平面図となります。庁舎別館教育委員会の機能移転があるため、部屋割りに変更はございますが、構造につきましては、現在と大きく変わりはございません。

８ページを御覧ください。

２階は、図書館移転後、子どものリビングルームをコンセプトとして、子供や親子の居場所等として整備いたします。

１２月からの変更といたしましては、授乳室と子供用トイレを設けております。広さは約３００平米で、運営時には職員配置が必要と考えておりますが、今後の運用につきましては、福祉保健課など、子育て支援関係課とも協議してまいりたいと考えております。

また、先月、市内の全保育園、小学校を通じて各御家庭の保護者とお子様から希

望を聞き取るアンケートを実施いたしました。回答いただきました貴重な御意見を参考として、運営面の検討や備品や内装の整備などに生かしてまいりたいと考えております。

次に、9 ページは、3 階の平面図ですが、こちらは、1 2 月から特に変更はございません。

また、今回、体育文化会館、中央公民館とも、耐震壁を増やしていただくことなどで両施設の I s 値を 0.75 といたしております。

最後に、10 ページを御覧ください。

今後のスケジュール案でございます。現在、積算内容を精査しておりますが、9 月定例会におきまして工事費に係る予算計上をさせていただき、令和 9 年 4 月オープンを目指して手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいま、ざっと説明をしていただいたんですけれども、特に、市長のほうからはありませんか。

○加藤市長 前回、この体育文化会館と中央公民館の耐震並びに長寿命化の説明をさせていただいて、委員の皆さんからいろんな御意見を頂戴しました。もちろん市民の皆さんからも御意見を頂戴して、先ほど、生涯学習課長が申し上げましたとおり、一部大きな変更もやらせていただきました。特に、非常用発電、これが必要であろうということ、それと、もう一つは、この耐震の耐震度、0.6 から 0.75、これを耐震壁を増やしたり、あと、諸々サービス、シャワールーム等々もしたりしていたんですけれども、実を言いますと、2 年前に、私、中央公民館と体育館について、一応予算は 10 億円をめどにやるということでございましたんですけれども、御承知のとおり、今、諸物価高騰の折、材料費も非常に高くなっています。現状、今、していますと、物価高騰率というのは 9 % アップしておりました。あとは、先ほど申しましたようなそういう施設、設備等々を加えますと 10 億円をオーバーして、今のところ、大体 1 億数千万ぐらいのオーバーになる予定なんですけれども、恐らく 1 億数千万から 2 億ぐらいになるんですけれども、一応、精査しながら、どれぐらいに抑えられるかというのは、今、担当レベルでやっているわけなんですけれども、その辺を踏まえた形の中で、9 月の定例会において予算計上を含めた形の中で御審議いただきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長　　ただいまの説明に御質疑のある方。

○西川委員　　絶対言います、市長、言ったじゃないですか、だから、その当時、これ、１０億円でできるわけがないと。市長は、いや、１０億円でやりますって言い切っていますよ。

○加藤市長　　１０億円……。

○西川委員　　１０億円って言い切っていますよね。だから、僕は、絶対に１０億でできるわけがないって言っておるのに、市長、今になって２億増額って、それ、言っておることもころころ変わるんだったら、もう何でもありじゃないですか。

○加藤市長　　おっしゃるように１０億以内でやろうとしましたけれども、諸物価高騰というのが非常に大きくなったということと、それから、委員のほうも耐震度の話も強く要望されていたり、非常用発電の、今度、やっていたり、やはりそういう形の中で、委員の皆さん、あるいは、市民の皆様の御意見を何とかこれを入れたいというようなことで、今のところ、そういう状況になっているということでございます。

○西川委員　　いや、やっぱり、その諸物価の値上がりがあるって僕は前もって懸念しておったんですよ。

　　もう一つ、ここで言わせてもらいますと、体育館の下に図書館、これ、絶対問題起きますよ。造ってからでは遅いんだから、先、想定できることは言っておきますけど。

　　中央公民館に図書館を持って行って、静かなところで読書をする、体育館の下にキッズ広場を持って行って、上でスポーツをやるとなると、子供たちが遊びに来て、スポーツに興味を示して、観ることもできますよね。そう、それ、一連の流れが、また僕は、本を読んでおるのにやかましいということが起きやせんのかなという懸念があるんですけど、市長、それも大丈夫ですか。またそのときになって、また防音の予算をつけるとか言わへんやろうね。

○加藤市長　　その辺のところは、設計者のほうときちんと綿密な詰めをやっております。現に、前回も申し上げましたように、上が体育館で、下が、要するに、図書館等の静かな部屋、こういった建築物も実際あるということも報告を受けておりますし、私も何年前でしょうね、だから４０年前ぐらいに、うちの、その当時、阪急のそういうあれしたときに、上が体育館で、２階が、その下がホールであったと、そういう感じのものも一応やっておりますので、一応、設計者がそういうふうな形で、そういうあれはほとんどないというような報告も受けておりますので、これは

私は大丈夫だと思っております。

○西川委員　　だったら、もう最後に、もう言うておきますよ、絶対、市長は僕らの意見なんか取り入れてくれんのやから。もう、一応、市長、僕は、こうやって言うておきましたよ。前回は10億でできるわけがないとも言っています。今回も問題が発生する可能性があるんじゃないのかということも進言したことを忘れないでいただきたい。

○加藤市長　　ですから、今、そういうことも懸念しながら、まず、最初に、設計段階でどうなのかというようなことははっきりと、要するに、設計者のほうからお話は聞いておりますし、もう一つ、やっぱり大きな話として、やっぱり、尾鷲については、もっと文化を向上させたいというようなことで、要するに、300平米ぐらいの図書館では非常に手狭で、本当に蔵書も少ない。もっともっと図書館を広げて、蔵書もして、もっと過ごしやすいところでやっていただきたいという市民の方々の声も非常に大きかったと。ましてや、その図書館というのは、14市の中で、もう最低のその蔵書、規模であると。それを少しでもやっぱり大きくしながら、市民のリビングルームと、要するに、それをうたった本当に市民の人たちがリビングルームとしてお使いいただいて、読書等もきちんとやっていただきながら文化度を高めたいというのが私としては必要であろうというようなことで、図書館の蔵書という意味からもそういう形で、要するに、建築工学の中でそれでも一応行けるといようなお話を聞いておりましたので、そういうふうにして判断して提案させていただいているというところでございます。

○西川委員　　市長、最後に一つ。今現在の図書館の利用人口、一日何人程度が利用していますか。

○世古生涯学習課長　　現在の利用状況ですが、年間で来館者数が約1万6,000人でございます。本の貸出しが年間で5万2,000冊程度。すみません、そちらをちょっと、今、計算いたしますので……。一日利用者数が、おおむね450人程度、それと、一日の貸出数で約140冊程度となっております。

以上です。

○西川委員　　450人も利用しておるんですか。

○南委員長　　いや、それ、間違いやと思うよ。計算的に間違いやと思う。450って、大概な数やで。

（「35かな」と呼ぶ者あり）

（「駐車場も足りんくなる」と呼ぶ者あり）

○世古生涯学習課長　　すみません、1桁間違っておりました、すみません。43人程度でございます。すみません、失礼いたしました。

○西川委員　　40人程度に3万5,000人の人口のときの、ほぼ一緒の平米数の図書館を造るんですね。頑張ってください、12億円以内で。

○南委員長　　他にございませんか。

○加藤市長　　ですから、文化度を高める、皆さん方、そういう待ち望んでいるわけなんです。そういうものが、やっぱりハードの面をきちんとすることによって、要するに、活用される方も非常に多いと思います。特に、最近、特に、今回も重きを置いている中で、中学生、高校生の自習コーナーということも、きちんとこの前、説明させていただいて、学校の帰りにきちんと図書館に寄って自習するというそういうスペースを取っておりますので。要するに、たくさんの方が私自身は御利用していただけると、そういうようにして確信しております。

○中井委員　　先ほどの西川委員が指摘された防音に対する処置なんですけど、これに対しては、恐らく設計者側にそのデータ、根拠となるデータを請求すれば開示いただけるのかなというふうに思うんですけども、確かに、その防音処置について措置がされていなければ、すごく大きな予算が要ることになってくるので、そういう根拠となるデータみたいなものは頂けないんですかね。

○加藤市長　　それは、担当のほうの参事から説明させます。

○上村建設課参事兼係長　　すみません、その辺りにつきましては、一度、御確認させていただいて、資料がもし提供できるようであれば、また委員長を通じてその相談をさせていただきます。

○南委員長　　もうちょっと大きい声で説明してもらえますか。

○上村建設課参事兼係長　　ごめんなさい。その辺り、もう一度、設計者のほうに確認いたしまして、またお示しできるようであれば、またお示しさせていただきます。

○南委員長　　中井委員、よろしいですか。

○中井委員　　はい、よろしくお願いいたします。

○南委員長　　他にございませんか。

（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ちょっと待って。

○野田委員　　1階にあるシャワールームなんですけど、これは、年間いつでも御利用いただける感じなんじゃないかな。

○世古生涯学習課長 そのようなものを想定しております。

○野田委員 ありがとうございます。

○小川議長 以前、説明のとき、下が図書館で、上、体育館。以前のときも、これ、音、大丈夫かということで、皆さん、問題になりましたけど、大丈夫だと言い切りましたよね。それを、また今になってから、その証拠というか資料を出すというのは、何かちぐはぐな感じするんですけど、いかがですか。

○下村副市長 その辺は、もう大丈夫って言い切っておりますが、今回、資料の提出を求められたので、そのような話をさせていただきました。

○南委員長 副市長、資料の提出は、個人じゃなしに、委員会として、もうお願いするんですけど。やっぱり個人からのあれは、この委員会の答弁の中では、できるだけ御遠慮いただきたいと思います。委員会として資料を求める場合はよろしいですけれども、それ、やっぱりルールですので、一応、議会としての。要望はいいですよ、要望するのはね。

○仲委員 ずっと見ておったんやけど、このシャワールームが、今回、追加されたんですけど、この図面で行くと、どこやったかいな、シャワールームは。

○世古生涯学習課長 図面の右上のほうにございますトイレの中の……。トイレが前の部分が手洗いのようなところがあるとかと思うんですけども、そのちょうど真ん中辺り、男女ともにブースが1個ずつ設置されておまして、さらに、その奥側のトイレの用を足すスペースの中にも、シャワーのブースを1か所ずつ設置されております。

○仲委員 現在の体育館のシャワー室、多分、見ておると思うんですけど、何人か入れますね。それで、トイレと同時にあるというのは今の時代にどうなのかなという気もしますし。これ、シャワー室というのは、何のためのシャワー室かというと、2階の体育館の人のための基本的には汗かいた後のシャワー室やと僕は思っておるんですけど、そうすると、1人や2人のシャワー室、男女別のシャワー室1人ずつ、シャワー室ってさ、あるのかなという気がするんやけど。

僕は、思っておったのは、例えば、その隣の部屋ありますね。ちょっと読めんのやけど、字が小さくて、開架式の。開架式何とかという部屋、ありますね。それで、会議室もありますね。本来、こっち側のほうで、男女別に五、六人が入るシャワー室というのは、本来のシャワー室じゃないんかいな。それ、どう思います。設計者、そういうような話、していないですか。

○世古生涯学習課長 現状……。現状といいます、今、体育館、閉鎖しておりま

すけれども、実際のその利用者数となりますと、なかなか利用が少ないのが実態でございます。そういった意味合いもありまして、あと、いろいろ配管の都合もあろうかと思うんですけれども、こういった形での提案をいただいております。

○仲委員 使う頻度が少ないというのは、例えば、大きな大会とか、前には国体のときの剣道大会とかあったわけですけど、そういう誘致をするような体育館であれば、シャワー室がないと、ちょっと無理ですよ。

どういう規模で体育館を使うかって、市民レベルやって、そうであればいいかもしれないですけど、やっぱりシャワー室というのは、男女別に3人から5人が入れるシャワー室が必要ではないかと僕は思います。これは僕の意見で。

次、バルコニーじゃないわ、トレーニングルーム、ありましたね。このトレーニングルームは、今でもトレーニングルームになっておるんやけど、この使用勝手は協議されましたか。

○世古生涯学習課長 こちらのトレーニングルームにつきましては、今と同じトレーニングルームの部分もございますし、こちらに、一部、畳のほうを敷設させていただきまして、現在の教育委員会が入っておる建物の1階の部分の機能もこちらに移転する予定でございます。

○仲委員 ちょっと長になってしまう。

以前の話では、トレーニングルームが、いくら防音装置したとしても、上が空いておって、図書館と同時に使うというのは、これは無理やないかと、音の関係で。そういうことで、違った用途を考えたらどうかという話もあったはずなんですわ。最後に、これ、トレーニングになると、日常、昼間でもトレーニングしながら隣で図書館で静かに本当に読書できるんかという問題が出てきます。前は、太鼓なんかたたいてもええというありましたよね。それはちょっとまずいんで、やっぱり、そのトレーニングルーム、吹き抜けかどうか知らんけど、ここの用途を、きっちりと決めてしないと無駄になりますよ。これも、後で返事ください。

もう一点、屋根の部分は、詳細設計もある程度済んできたと思うんやけど、屋根はどうするか。前のコンサル来たときには、一部ひょっとしたら使える可能性もあるという話やったけど、今回、どのような仕様になるわけですか。

○世古生涯学習課長 トレーニングルームの太鼓の利用でございますが、こちら、現在、利用のほうが夜間の利用がメインとなっておりまして、そういったところで、図書館のほうは、今現在、7時で閉館となっておるものでございますから、太鼓の利用も、今、おおむね7時以降ということで、運用の部分でそこは調整してまいり

たいと考えております。

○上村建設課参事兼係長 屋根についてですけれども、老朽化が激しいものですから、全面のふき替えを行います。

(「ふき替えね」と呼ぶ者あり)

○上村建設課参事兼係長 はい。
以上です。

○南委員長 仲委員、よろしいですか。
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 これ、僕、今の12月の常任委員会のことで委員会のほうから要求したことというのは、今、仲委員さんが言われたように吹き上げの吹き抜けの問題だとかシャワールームの問題、それ、エレベーターの維持の問題、それ、2階もトイレを造ったほうがいいんじゃないかというような要望と、それと、I s 値は0.7以上を求めるという意見で、I s 値のほうは0.75ですか、を確保していただくのと、要望のあった非常用発電についても何とか組み入れるという返事をいただいたんですけれども、その2階のトイレのほうの問題は、どうなっていますか。

○世古生涯学習課長 2階のトイレの部分につきましては、物理的なスペースを考えますと、整備が今回は困難ということで、12月の状況のまま変更なしという状況になっております。

○南委員長 何回もあれですけれども、今回、提示されたのが、恐らく設計の最中の成果品になろうかと判断するんですけれども、もう変更は、例えば、委員会からいろんな要望があっても、もう変更ができないということで理解していいのか、それか、軽微な変更なら可能なのかというような、それによって委員会の審査の持ち方というのが随分と変わってきますので、9月定例会の予算編成に向けて予算を組むということが図面の成果品ができたということで判断をいたしておるんですけれども、その点についてはどうですか。

○世古生涯学習課長 構造ですとか部屋割りとかそういった大きなところの部分は変更できませんが、軽微なものにつきましては、変更対応が可能なものと考えております。

○南委員長 もう軽微なもの、どこまでの範囲なのかという問題があるんですけれども……。

これはあれですか、予算編成までに、予算、9月に、もう幾ら予算組むんかも分

かりませんけれども、この設計された業者さんなんかは、来ていただく予定はないんですか、仮に。

○世古生涯学習課長 現状のところ、その予定はございませんでしたが、必要に応じて来ていただくことは可能です。

○南委員長 分かりました。
じゃ、他に。

○仲委員 パブリックコメントまで行かんでも、市民の言うたら利用者の声を聞くというような話でアンケートを取るって話、ありましたよね。そのアンケートの集計ができていないと理解するんやけど、その声の中で、ただ、私が言うた、そのシャワールームとかトレーニングルーム、これ、どういう使い勝手するんやというような声は、なかったんですか。今、出てきていないもんで分からないもんで質問するわけやけど。なかったらないで、ええんですけど。

○世古生涯学習課長 トレーニングルームにつきましては、使用料等を教えていただきたいというようなアンケートがございました。

シャワールームにつきましては、リニューアルをということですが、避難所としてなった場合に、避難者の方が使えるような、どちらかという個室のようなものにしてほしいといったような意見は、いただいております。

○仲委員 市民の声と言いながら、でも、どの範囲かちょっと僕も分からんのやけど、図書館は図書館で、声聞かれると思うんやけど、体育館の2階のほうの体育協会ありますね、市内に。剣道とか、ほかにもいろいろとあると思うんです、柔道とか。体育協会のお声を聞いたり擦り合わせは、しましたか。

○世古生涯学習課長 スポーツ協会の方からも御意見は伺っております。そちらの中で、先ほどのシャワー室等の御意見はいただいております。

○南委員長 よろしいですか。
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 この体育文化会館については、23年の2月10日から使用禁止ということで、もう2年ちょっと以上、まだあと1年ちょっとかかるということです、使用するまで。できる限り速やかに早く市民が利用できるような形をつくっていただきたいと思います。

以上で今日の報告の件については終了させていただきます。

もう一点、ウォータースイミングのほう、お願いいたします。

○世古生涯学習課長 それでは、「オープンウォータースイミング三重オープン 2025 尾鷲」について御説明いたします。

本日、タブレットにて資料は送らせていただきましたが、7月13日、日曜日、今週末の日曜でございますが、三重県水泳連盟主催の「オープンウォータースイミング三重オープン 2025 尾鷲」が三木里海岸の名柄町側にて開催されます。

この大会は、国民スポーツ大会の三重県代表の選考会や日本水泳連盟認定サーキットシリーズにおける国内トップレベル大会の一つとして開催されるものです。

詳細につきましては、お送りさせていただいた資料で御覧いただければと思いますが、当日は、8時45分から開会式が始まり、競技は9時から順次行われます。お時間がございましたら、皆さんも、ぜひ御観戦くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上です。

特にございませんか。

○西川委員 これ、毎年やられておると思うんですけど、駐車場は大丈夫ですか。

○世古生涯学習課長 駐車場のほうは、会場が名柄側の海岸付近ですので、その辺りの場所をお借りしております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、教育委員会の報告事項も兼ねた審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、水道部の補正予算がありますので、入っていただきます。

それでは、水道部の付託議案の審査に入らせていただきます。

議案第47号、令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についての説明を求めます。

○神保水道部長 水道部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和7年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出の第1款水道事業費用、既決予定額5億1,690万9,000円に対し補正予定額は1億1,020万円の増額で、予定額を6億2,710万9,000円とするものでございます。

内訳は、第3項特別損失を1億1,020万円増額補正し、予定額を1億1,070万3,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、予算第4条、資本的収入及び収入を次のとおり補正いたします。

収入の第1款資本的収入、既決予定額6,384万5,000円に対し補正予定額は8,980万円の増額で、予定額を1億5,364万5,000円といたします。

内訳といたしましては、第4項固定資産売却代金8,980万円とするものでございます。

補填内容の変更ですが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,409万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額684万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,725万6,000円で補填するものとする。」に改めるものでございます。

次に、第4条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりにします。

処分する資産、種類、土地、名称、矢ノ浜浄水場敷地、数量、1万2,681平方メートルでございます。これにつきましては、尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例にて予算で定めなければならないものとなっております。

委員会資料1ページをタブレットに通知いたします。

詳細につきましては、予算資料1ページを御覧ください。

1、資産名称、矢ノ浜浄水場敷地。

2、用地概要。

所在、三重県尾鷲市矢浜四丁目902番1。

面積、1万2,681平方メートル。

地目、雑種地。

取得年月日、昭和61年5月20日。

取得価格、2億円。

3、売払い金額8,980万円。

4、売払い相手方、三重紀北消防組合、管理者、加藤千速。

売払い理由、三重紀北消防組合本部及び尾鷲消防署移転先用地として。

2 ページから 6 ページまで、ドローンによる用地写真及びメモ価格となりますので、御参照ください。

予算書 2 ページをタブレットに通知いたします。

続きまして、2 ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の支出ですが、第 3 項特別損失において 1 億 1,020 万円増額補正するものでございますが、これは、矢浜四丁目の国道 42 号線沿いにあります、矢ノ浜浄水場敷地を紀北消防組合本部及び尾鷲消防署建設用地として売却する予定であることから、売却予定代金と簿価の差額を第 2 目固定資産売却損 1 億 1,020 万円を増額補正するものでございます。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入であります、第 4 項固定資産売却代金 8,980 万円を計上するものですが、これは、先ほど申し上げました、紀北消防組合本部及び尾鷲消防署建設用地の売却代金を第 1 目固定資産売却代金として計上するものでございます。

次に、3 ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、投資活動によるキャッシュ・フローの上から 2 行目、有形固定資産の売却による収入を 8,980 万円加え、1 から 3 までの合計となる資金増加額は 4,771 万 5,000 円となり、資金期首残高 5 億 5,864 万 8,000 円に加えた資金期末残高は 6 億 636 万 3,000 円となります。

次に、4 ページの予定損益計算書をお願いします。

特別損失、固定資産売却損 1 億 1,020 万円を計上することから、当年度純損失が 5,722 万円となりました。これを前年度繰越利益剰余金 2 億 1,533 万 2,000 円から差し引いた当年度末処分利益剰余金は 1 億 5,811 万 2,000 円となります。

当初予算と比べ、当年度純損失を計上することとなりましたが、土地売却という本年度のみの特殊事情によるものであること、また、キャッシュ・フロー計算上、資金期末残高は、当初予算と比較し 8,980 万円増額することから、財政状況が逼迫するものではなく、事業運営に支障はないものと考えております。

次に、5 ページから、予定貸借対照表でございます。

この補正予算におきまして、資産の部では、資産合計は 47 億 5,216 万 3,000 円となります。

6 ページの負債の部では、負債合計は 20 億 9,771 万 2,000 円となります。

7 ページの資本の部では、資本合計は26億5,445万1,000円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は47億5,216万3,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、8 ページと9 ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 今回、2億で取得した土地を紀北消防組合へ8,980万で売却を決定して1億1,020万の特別損失を計上したという予算でございますけれども、現実には、あの土地を運用して、いろんな7,000万、8,000万の収益もあったことは事実ですね。そこら辺をちょっと少し説明していただいたら。

○北村水道部次長兼係長 御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

資料1ページの5番、これまでの活用状況ということで、平成16年から令和7年5月末までに紀勢国道事務所、中部建設協会、三重県警察本部と土地賃貸借契約を締結し、運用してまいりました。

以上です。

○南委員長 それが、約どれぐらいです、約で。

○北村水道部次長兼係長 それが約8,790万円であります。

○南委員長 早い話が、結局、1億1,020万の全くの純損失じゃないということですね。分かりました。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 水道の審査を終了いたします。

最後で、防災危機管理課は議案がないんですけれども、特に津波避難タワーのことで報告したいということでございますので、防災のほうに入っていただきます。

それでは、防災危機管理課から、報告事項として、資料に基づいて説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願いいたします。

それでは、津波避難タワーの整備計画につきまして、報告させていただきます。

津波避難タワーにつきましては、尾鷲北エリアは中京銀行用地、そして……。

○南委員長 ちょっとタブレットのほうでも。

○大和防災危機管理課長 すみません。それでは、資料のほうに基づきまして説明させていただきます。

資料のほう、通知させていただきます。

資料につきましては、1 ページに新たな報告となります中京銀行用地について、そして、2 ページには、これまでに報告いたしております内容を再度掲載させていただいております。

詳細につきましては、課長補佐から説明させていただきます。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長 それでは、避難タワーの整備計画について報告させていただきます。

現在、中井町と矢浜に津波避難タワーを建設する予定であり、今回の報告は、中井町の津波避難タワー建設用地についてです。

元中京銀行尾鷲支店の用地を活用し設計に向け検討していたところ、資料の下の図の赤枠の隣接する土地建物所有者から寄附の申出がありました。赤枠の建物の撤去費用は国費の対象になることが確認でき、また、一括の用地として整備することで周辺の建物から一定の距離が確保されることから、津波避難タワーへの作用が軽減できます。これらのことから、図の青枠に加え、赤枠も含めた形で津波避難タワーの整備を推進していきたいと考えます。

次の2 ページ目なんですけれども、津波避難タワー整備の概要になっております。津波避難タワーの規模、国への概算要望額、国庫補助の内訳、事業予定となっております。

国への概算要望額の中井町の要望額が、建物の密集地であるため、タワーの強度を保つ仕様を考慮した要望額になっておりましたが、今回の寄附で一定の距離が確保されたため、建設費が下がると予想されます。今後、県と調整を行い、要望額の変更を行いたいと思います。

また、解体及び建設工事に係る予算は9月議会で計上させていただく予定です。9月議会で詳しく説明させていただきます。

令和8年度中の完成を目指しておりますので、御協力、よろしくお願いいたします。報告は以上です。

○南委員長　津波避難タワーの報告は以上でございます。

御質疑のある方、ございませんか。

○西川委員　ほら、これも僕が言っておったとおりやないですか。僕、これ、懸念していましたよね。あそこのビル、基礎も打っていないからって。これ、寄附って言っても、これも取り壊さなあかんのでしょうか。これ、いくら補助が出るって言うても、実際、尾鷲市から幾らの税金が、これへ突っ込まれるんですか。

○大和防災危機管理課長　今回、この赤枠の土地、建物も含めて津波避難タワー整備することに伴いましてその解体費用が発生いたしますが、これに伴って、この建物がないことによって、ほかの周りの建物からの距離を離せますので……。

○西川委員　質問に答えてください。幾らかかりますかと言っています。

○大和防災危機管理課長　現在のところ、まだ詳細な金額までは出ておりませんので、出次第、報告させていただきたいと思います。

○西川委員　約でもいいから教えてください。

○大和防災危機管理課長　およそ1,000万かからんくらいでは解体はできるかとは思っております。

○西川委員　1,000万かからんくらいではって、1,000万かかるんでしょう、税金から、また。

○大和防災危機管理課長　はい、工事費がそれくらいと見込んでおりまして、それに、国の補助、県の補助、当たりますので、市費分としては、その6分の1程度というふうに考えております。

○西川委員　防災危機管理課長、危機感がなっていないね。僕が言っておるのは、補助を引いた税金の持ち出し分は幾らなんですかって俺は最初に質問したんですよ。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長　申し訳ありません、詳細なあれは解体の設計をしてからなんですけれども、先ほど課長おっしゃられたように、1,000万の6分の1、大体300万ぐらいやな……、200万、300万を見積もって、300万ぐらいやと思います。

○西川委員　最後に。言いたくはないですけど、場所さえ違えや、その300万で何軒の空き家が壊せたでしょうね。

以上です。

○加藤市長　もう一回、ちょっと言いますわね。1,000万程度の工事費がかかります。そのうち、国から3分の2、県から6分の1の全部で6分の5が補助が出ます。だから、1,000万の6分の1、大体、百七、八十万ぐらいを持ち出しに

なります。だから、1軒、家、倒すことも壊すこともできなくなる、180万だと。

○仲委員　結果オーライということで。当初から、中京銀行、言うたら譲り受けて、ここへ建つという方針の中で進めておって、上のほうの物件があったことはあったんですね。ただ、この熊野古道の通りやし、津波のあれとか揺れの大きさではやっぱり設計にも影響するという意味の中で、やっぱり景観的にもないほうがいいんですよ。結果的には無償で譲ってくれるということなんでしょう。土地もつけて無償ということであれば、私は、それで、もう、本当に結果的にはよくなったと思います。

ただ、確認したいのは、中井町の4億1,475万という概算要望額の中で、言うたら、これから中京と今回の建物を加えた取壊し賃と、新しい建物をタワーを建てる建設費を含めて4億1,475万で当初の要望額で収まるということですね。そこだけちょっと確認をします。

○大和防災危機管理課長　現在、資料のほうに4億1,400万余りと書いておりますが、国への概算要望費、これにつきましては、周りの建物のタワーへの作用を考慮して計上しておる金額ですので、寄附していただく建物の取壊し費用も含めても、工事全体の費用としては4億を下回るような金額になる、そのように考えております。

○仲委員　それで、ついでに言えば、先ほどの話の中で、文書にもあるように、津波避難タワーへの作用が軽減されるって、これ、難しい言葉なんやけど、要するに、タワーの建設強化をする必要がないと、そのためには工事費が下がるだろうという、僕、受け止めたんやけど、その点と、工事費、大体幾らぐらい下がるか、言えるんやったら言うてください。

それで、もう一方は、言うたら、全ての取壊しの工事費とタワーの新設の建設費合わせて、全部全て市の負担が6分の1やという理解でいいですね。そこら、教えてください。

○大和防災危機管理課長　工事費、解体費も含めて、新しいタワーの建てる費用も含めて、6分の1が市の負担になりますので、よろしくお願いいたします。

○西川委員　確認で、体育館みたいに増額しないでくださいね。

○大和防災危機管理課長　はい、この金額の中で収まるよう見込んでおります。

○南委員長　今回、結果オーライで民間の方が無償譲渡していただいて、おまけに国庫の補助が出て、全体の6分の1程度が市の一般会計の持ち出しということで進めていただくんですけれども、本来でいいますと、できたらスタートの時点から

その計画を取っていただければなおよかったのになという、この委員会として、一つだけ苦言を申し上げたいと存じます。

じゃ、ありがとうございました。

特にないですね、ほかに防災のことはね。

○西川委員 また変わるでしょう。

○南委員長 また要望する機会がありますで。

ありがとうございます。

これで、この決算審査以外の議案以外の補正予算の関係は、今日で全て終了いたしました。

明日は、午前10時より予定どおり水道企業会計の決算と病院事業会計の決算を行い、採決をいたしますので、全議案について。

なお、スタートの時点で代表監査のほうから総評をいただく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

(午後 2時12分 閉会)